

第二次今治市自殺対策計画

～ 市民一人一人がいのちを大切にし、
誰も自殺に追い込まれることのない今治市 ～



今治市健康づくり推進キャラクター
「ケンちゃん・コウちゃん」



令和6年(2024年)3月

はじめに

我が国の自殺者数は、平成18年に自殺対策基本法が施行され、自殺対策が総合的に推進された結果、3万人台から2万人台に減少するなど着実に成果を上げてきました。しかし、先進諸国の中ではまだまだ高水準で推移しており、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、孤独、孤立の問題がより一層深刻な社会問題となる中で、11年ぶりに増加するという結果になりました。



本市の令和4年の人口10万人当たりの自殺死亡者数は15.0人であり、国や県を下回っていますが、依然として多くの方が自ら命を絶っていることを、重く受け止める必要があります。

自殺の多くは、経済、生活、家庭、健康の問題など様々な要因が複雑に絡み合っており、追い込まれた末の死と考えられており、社会全体で自殺対策に取り組むことが重要です。

本市では、平成31年3月に「今治市自殺対策計画」を策定し、行政をはじめ関係機関や団体と連携・協働し、包括的な生きる支援として取り組んで参りました。

今回策定した「第二次今治市自殺対策計画」では、当初計画の基本理念を引き継ぎつつ、「自殺未遂者等への支援の充実」、「自死遺族等への支援の充実」とあわせて、新たに「女性の自殺対策のさらなる推進」を重点施策として位置づけ、自殺対策を更に推し進めて参りたいと考えております。市民の皆様一人ひとりに自殺対策への理解と関心を深めていただくとともに、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に際し、貴重なご意見やご提案をいただきました今治市自殺対策計画審議会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました市民の皆様ならびに関係各位に心からお礼を申し上げます。

令和6年（2024年）3月

今治市長

徳永 繁樹

目次

第1章	計画策定の趣旨等	
1	計画策定の趣旨	3
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	4
4	計画の数値目標	5
5	SDGs との関連	5
第2章	今治市における自殺の現状	
1	自殺者数と自殺死亡率の推移	9
2	自殺者の性別・年代別割合	10
3	自殺の原因・動機	12
4	対策が優先されるべき対象群	13
5	自殺者における未遂歴の有無	13
6	自殺者における有職・無職の男女別割合	14
7	救急出動件数及び自損行為の推移	14
第3章	これまでの取組と評価	17
第4章	いのち支える自殺対策における取組	
1	施策の体系	25
2	基本方針	26
3	基本施策	
	基本施策1 地域におけるネットワークの強化	28
	基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	31
	基本施策3 市民への啓発と周知	32
	基本施策4 自殺未遂者等への支援の充実	34
	基本施策5 自死遺族等への支援の充実	35
	基本施策6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	36
4	重点施策	
	重点施策1 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進	38
	重点施策2 生活困窮者支援と自殺対策の連動	40
	重点施策3 高齢者の自殺対策の推進	42
	重点施策4 女性の自殺対策のさらなる推進	44
第5章	自殺対策の推進体制	49
第6章	参考資料	51

第 1 章 計画策定の趣旨等

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

わが国の自殺死亡者数は平成9年までは約2万人台で推移し、平成10年には3万人台に増加し、平成15年のピーク時には3万4千人余りとなっています。国は平成18年に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）を制定するとともに、推進すべき自殺対策の指針である自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）を定め、自殺を個人の問題から広く社会の問題として捉え、自殺対策を総合的に推進することとしました。その後様々な施策によって、平成24年には15年ぶりに3万人を下回りました。

平成28年には、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、都道府県、市町村に自殺対策計画を義務づけるなどとする基本法の改正が行われ、翌29年には「基本法改正の趣旨」や「自殺の実態」を踏まえた第3次大綱を定め、自殺対策の目標として人口10万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）も示されました。

更に令和4年10月には、現行大綱が新たに閣議決定されました。自殺死亡者数は依然として2万人を超え、先進国では高い水準であり、男性が大きな割合を占める状況は続いていること、またコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、新たに子どもや若者の対策や女性への支援、地域での取組強化などが掲げられました。

本市においても、自殺対策を総合かつ効果的に推進するため、保健・医療・福祉・教育・労働等の団体・機関と連携しながら平成31年3月に「今治市自殺対策計画（以下「第一次計画」）という。」を策定し、推進してきました。これまでの取組を評価するとともに、現行大綱に基づき本市の第二次自殺対策計画（以下「第二次計画」という。）を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない今治市」を目指します。

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定
第3次：平成29年7月25日閣議決定
第2次：平成24年8月28日閣議決定
第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

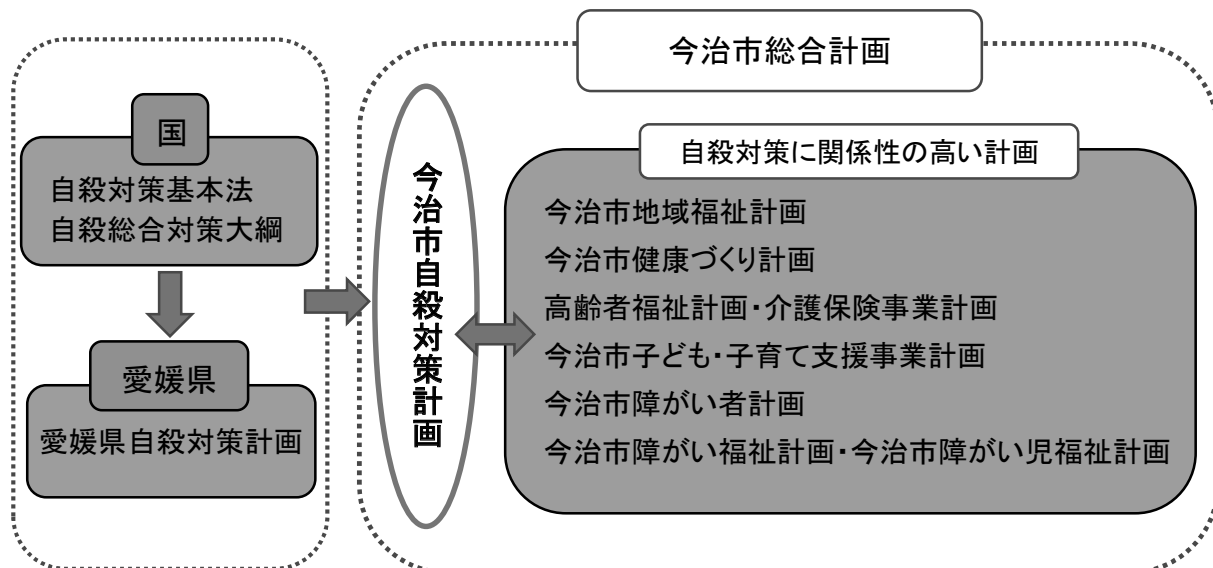
- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

2 計画の位置づけ

本計画は、国の「基本法」「大綱」、愛媛県の「愛媛県自殺対策計画」などを踏まえ、「今治市総合計画」を上位計画とし、「今治市地域福祉計画」「今治市健康づくり計画」など各種計画との整合を図るものとします。



3 計画の期間

令和6年度～令和10年度まで（5年間）

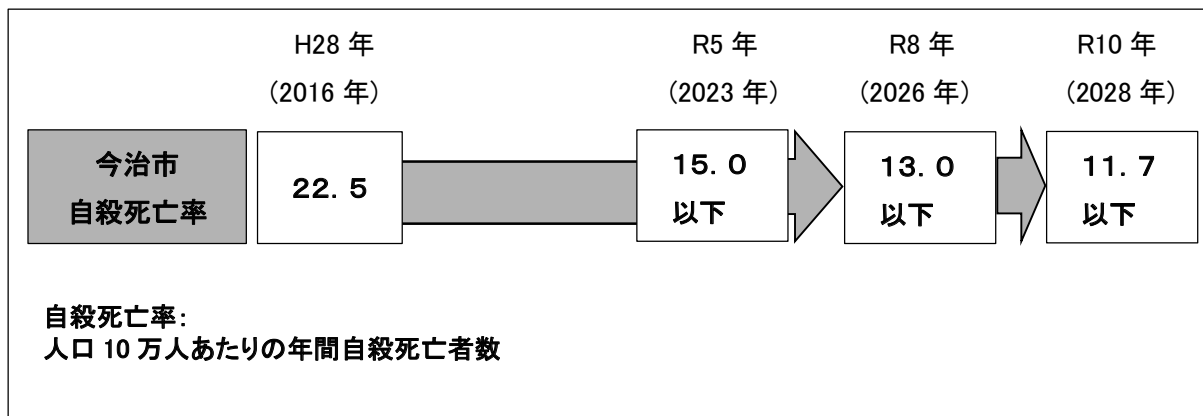
国の動きや自殺実態、社会状況などの変化を踏まえる形で、おおむね5年を目安として内容の見直しを行うこととしています。

	H29 年度	H30 年度	H31/R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	
国	自殺総合対策大綱(第3次)						自殺総合対策大綱(現行)						
愛媛県	愛媛県自殺対策計画 H29年度～H31年度			第2次愛媛県自殺対策計画 R2年度～R6年度									
今治市			今治市自殺対策計画 H31/R1年度～R5年度					第二次今治市自殺対策計画 R6年度～R10年度					

4 計画の数値目標

国は現行大綱において、令和8（2026）年までに自殺死亡者を平成27（2015）年と比べて30%以上減少させた13.0以下にすることを政府の進める自殺対策の目標として定めています。

本市の自殺死亡率は、令和4（2022）年に15.0となっており、国の指針を踏まえて、令和8（2026）年までに自殺死亡者を13.0以下に減少させることとし、第二次計画における目標値として、令和10（2028）年までに11.7以下を目指します。



5 SDGs との関連

SDGs（持続可能な開発目標）は、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、すべての加盟国が同意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられました。令和12（2030）年を達成年限とし、経済・社会・環境などに係る17のゴールと169のターゲットから構成されており、令和2（2020）年からの10年をSDGs達成に向けた『行動の10年』とされています。

SDGsの「誰一人取り残さない」という理念は、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという自殺対策の考え方と合致するものです。

そのため、本計画においては、主要な施策ごとにSDGsの17のゴールと関連づけ、施策の展開を図ります。



【持続可能な開発目標（SDGs）の詳細】

	<p>目標 1（貧困） あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>		<p>目標 10（不平等） 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
	<p>目標 2（飢餓） 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>		<p>目標 11（持続可能な都市） 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
	<p>目標 3（保健） あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>		<p>目標 12（持続可能な生産と消費） 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
	<p>目標 4（教育） すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>		<p>目標 13（気候変動） 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
	<p>目標 5（ジェンダー） ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。</p>		<p>目標 14（海洋資源） 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
	<p>目標 6（水・衛生） すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>		<p>目標 15（陸上資源） 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
	<p>目標 7（エネルギー） すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>		<p>目標 16（平和） 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
	<p>目標 8（経済成長と雇用） 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p>		<p>目標 17（実施手段） 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
	<p>目標 9（インフラ、温暖化、イノベーション） 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>		

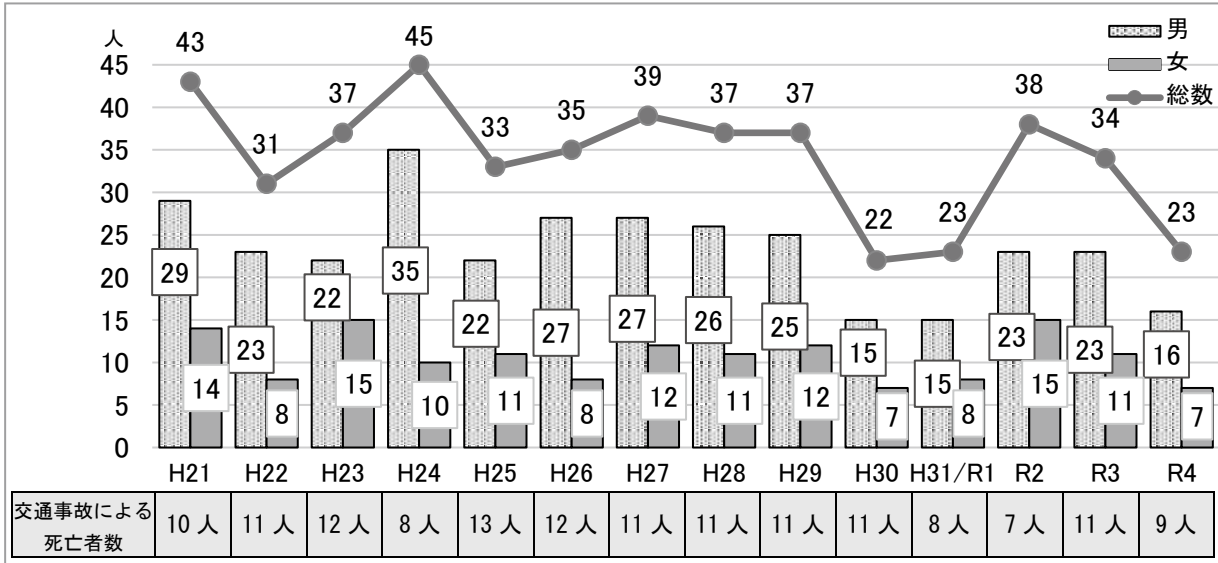
第2章 今治市における自殺の現状

第2章 今治市における自殺の現状

1 自殺者数と自殺死亡率の推移

本市の自殺者数は、平成25年から毎年30人台で推移していましたが、平成30年、平成31/令和元年には、20人台前半に減少しました。令和2年、令和3年には、再び増加し、30人台となりましたが、令和4年は23人に減少しています。自殺者数は、交通事故死の約2倍から5倍となっています。

図1：自殺者数の推移

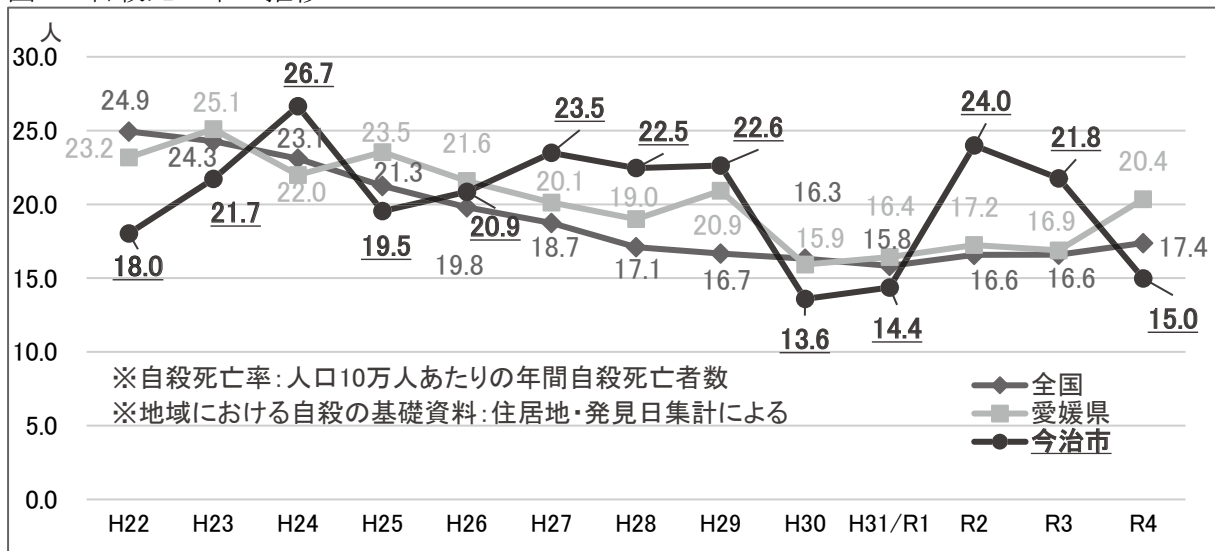


『出典』厚生労働省 自殺の統計 地域における自殺の基礎資料

※愛媛県警察 HP：今治警察署・伯方警察署管内の交通事故発生状況より集計（上島町は除く）

自殺死亡率は、平成27年から平成29年まで全国、愛媛県よりも高くなっていましたが、平成30年、平成31年/令和元年は、全国、愛媛県を下回りました。新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年、令和3年には、全国、愛媛県を大きく上回り、令和4年は、全国、愛媛県より低くなっています。

図2：自殺死亡率の推移

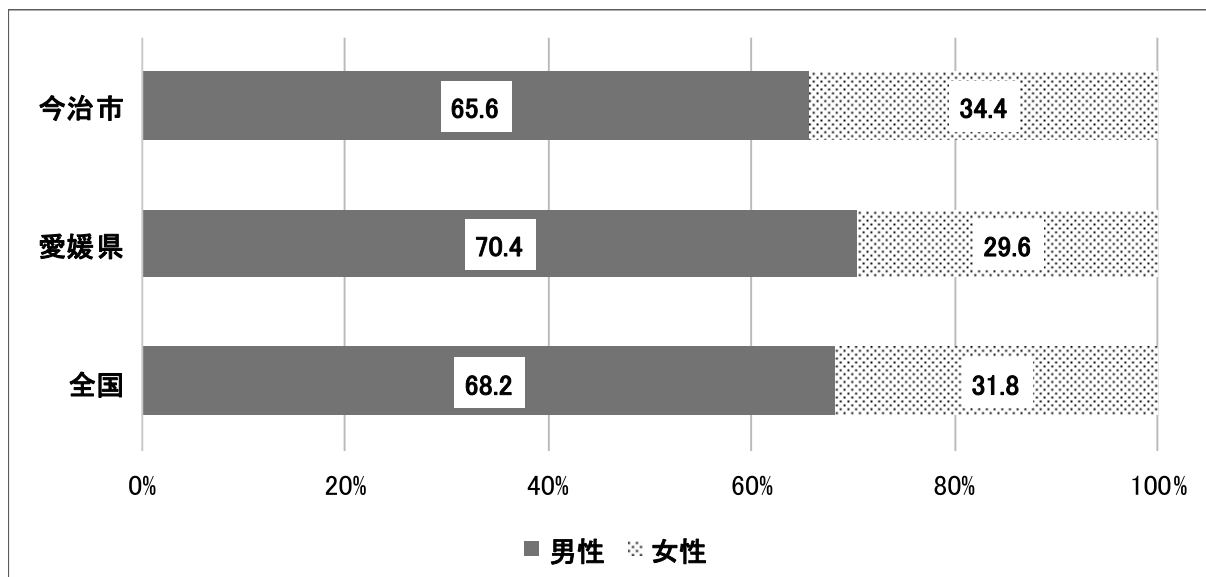


『出典』厚生労働省 自殺の統計 地域における自殺の基礎資料

2 自殺者の性別・年代別割合

自殺者の性別の割合は、平成 29 年～令和 3 年の合算でみると、男性 101 人で 65.6%、女性 53 人で 34.4%となっています。

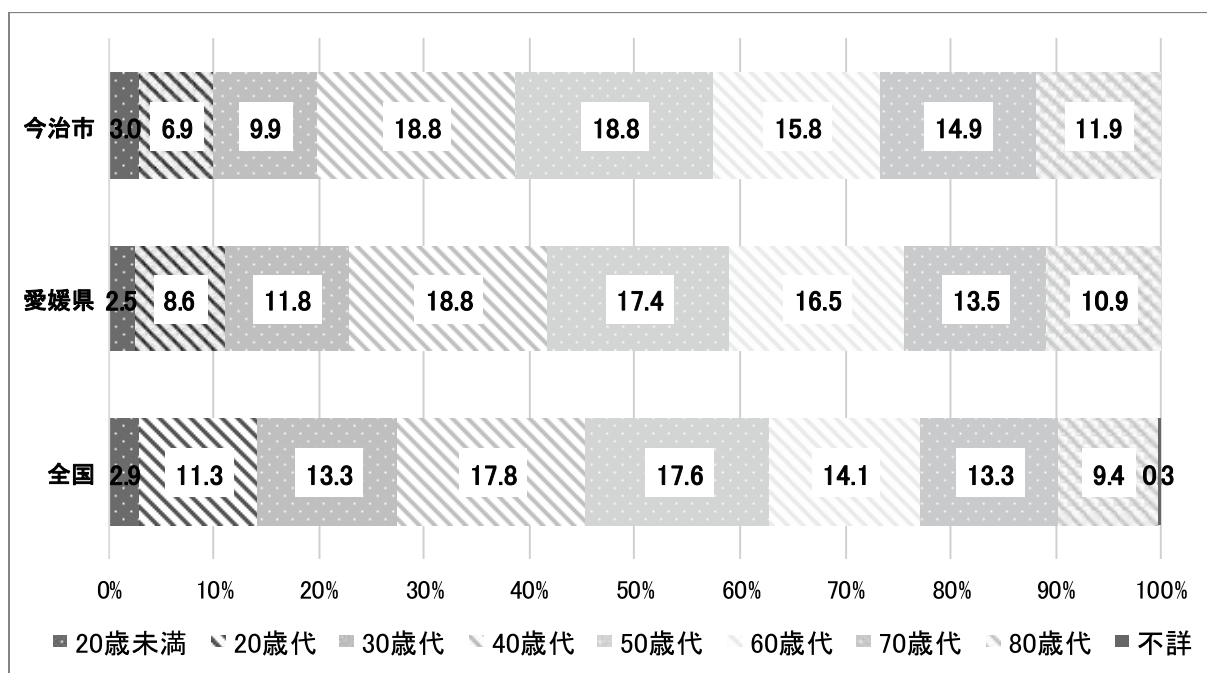
図 3：自殺者の性別割合（H29～R3 合算）



『出典』いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2022)」

男性自殺者の年代別割合は、全国、愛媛県と同様に 40 歳代、50 歳代の割合が高く、今治市はそれぞれ 18.8%となっています。

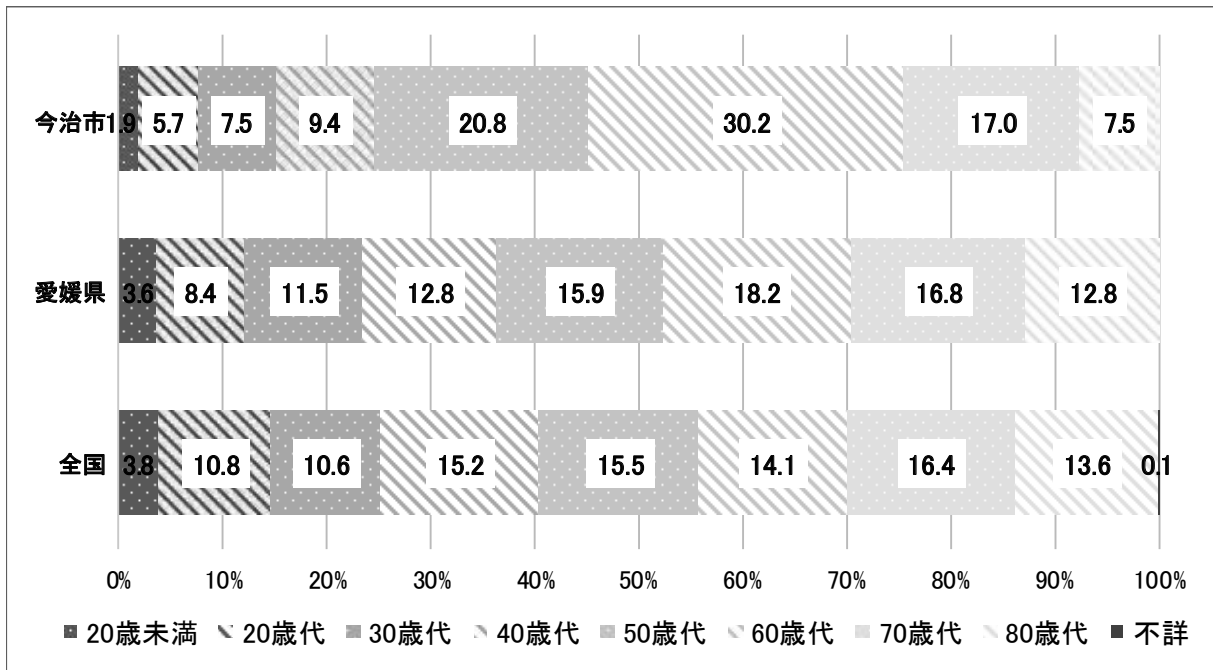
図 4：男性自殺者の年代別割合（H29～R3 合算）



『出典』いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2022)」

女性自殺者の年代別割合は、全国、愛媛県と比べ、60歳代の割合が高くなっています。

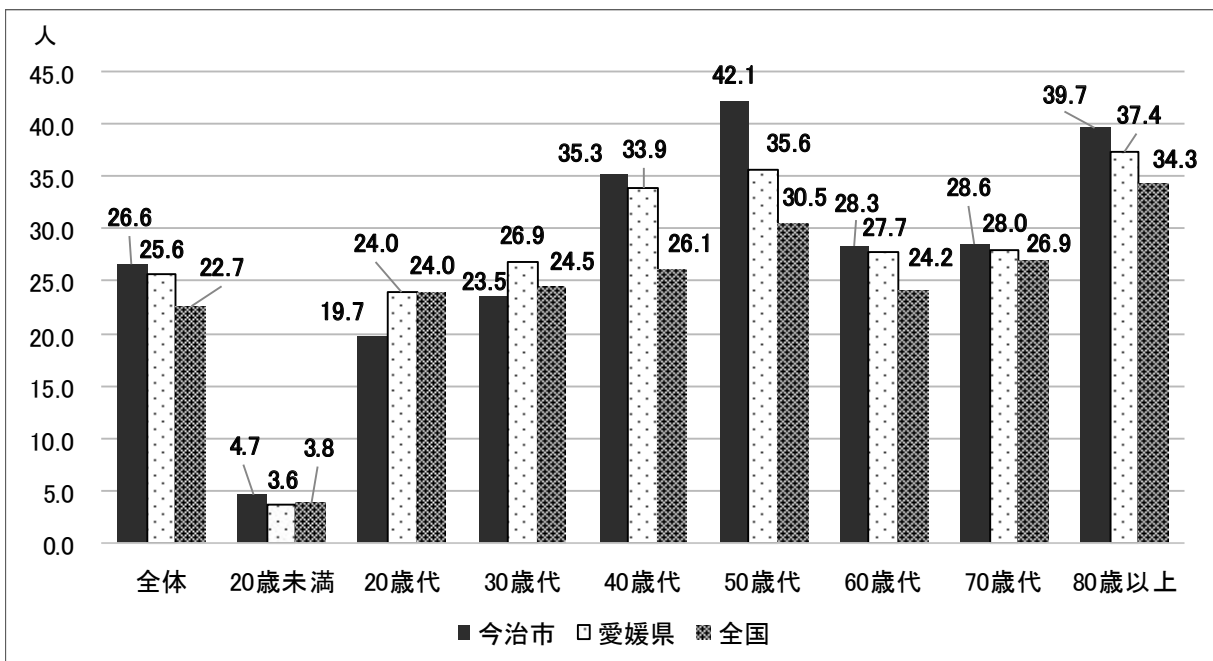
図5：女性自殺者の年代別割合（H29～R3 合算）



『出典』いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022)」

自殺死亡率を性・年代別で見ると、平成29年から令和3年の平均では、男性では、50歳代（42.1）、80歳以上（39.7）、40歳代（35.3）の順で高くなっています。

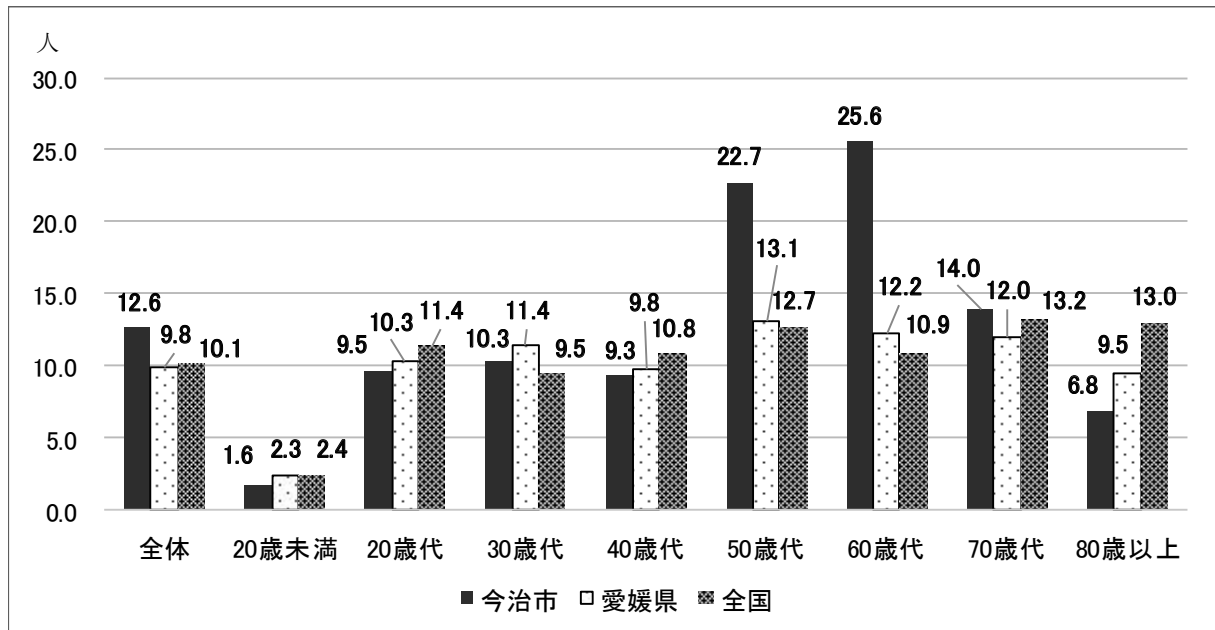
図6：男性年代別平均自殺死亡率（単位：人口10万対）



『出典』いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022)」

女性では、60歳代（25.6）、50歳代（22.7）、70歳代（14.0）の順に高くなっています。

図7：女性年代別平均自殺死亡率（単位：人口10万対）

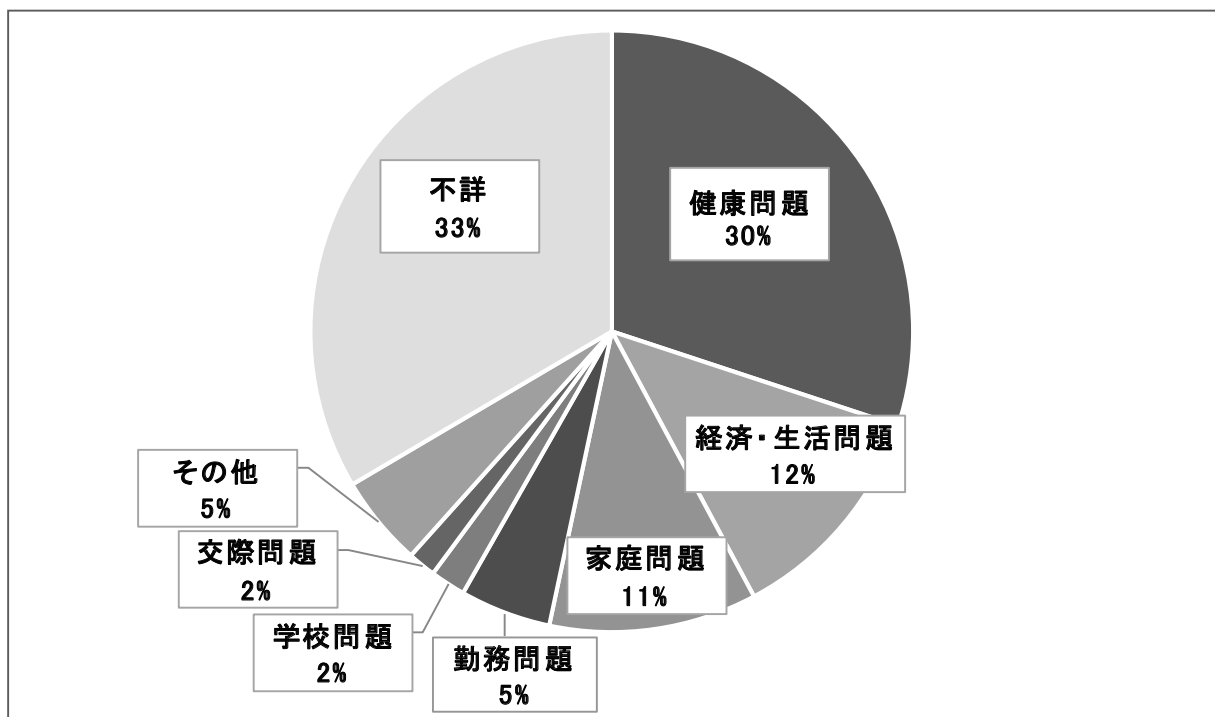


『出典』いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022)」

3 自殺の原因・動機

健康問題が30%と最も多く、ついで経済・生活問題の順に多くなっています。しかし自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていると言われています。

図8：今治市の自殺の原因（H29年～R3年合算）



『出典』厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

4 対策が優先されるべき対象群

本市の自殺者数は、平成29年～令和3年の合計で154人となっています。（男性101人、女性53人）[自殺統計（自殺日・居住地）]となっています。

図9：今治市の自殺の特徴（自殺日・住居地、H29年～R3年合算）

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性 60歳以上無職同居	24	15.6%	37.2	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:男性 40～59歳有職同居	18	11.7%	24.9	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:女性 60歳以上無職同居	15	9.7%	14.2	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位:男性 40～59歳有職独居	10	6.5%	80.8	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
5位:男性 60歳以上無職独居	9	5.8%	65.0	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺

『出典』いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2022)」

本市の自殺者数はH29～R3合計154人（男性101人、女性53人）自殺統計（自殺日住居地）順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。

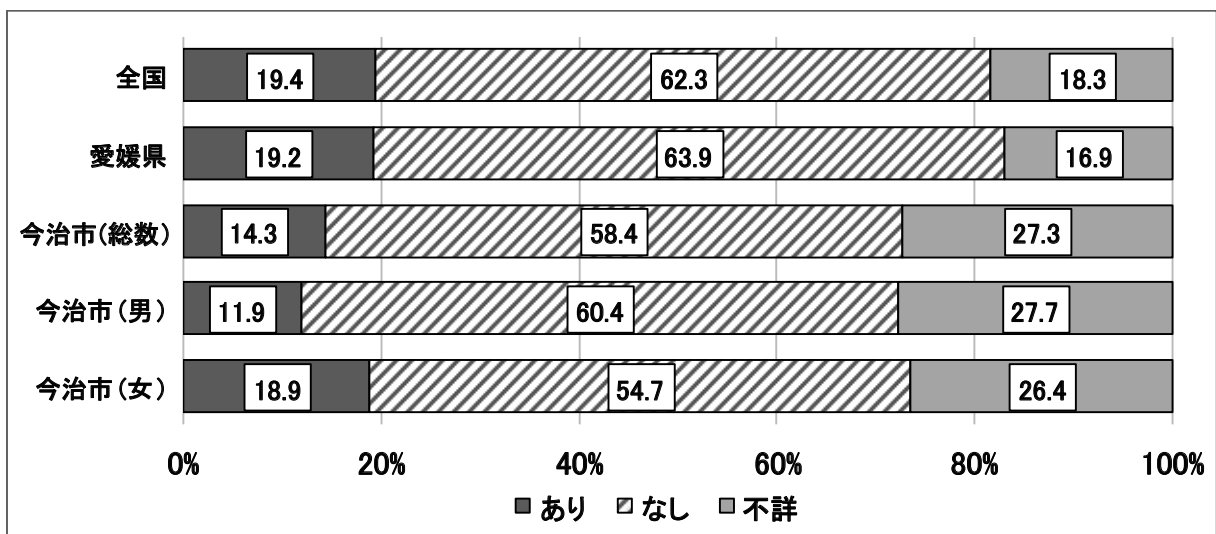
*自殺率の母数（人口）は令和2年国勢調査を元にいのち支える自殺対策推進センターにて推計した。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にした。

5 自殺者における未遂歴の有無

自殺者のうち自殺未遂歴がある人の割合は全国では19.4%、未遂歴がない人の割合は62.3%となっています。本市では、自殺未遂歴がある人の割合は14.3%であり、男女別で見ると男性は11.9%、女性は18.9%と女性の方が高くなっています。

図10：自殺者における自殺未遂の有無（H29年～R3年合算）

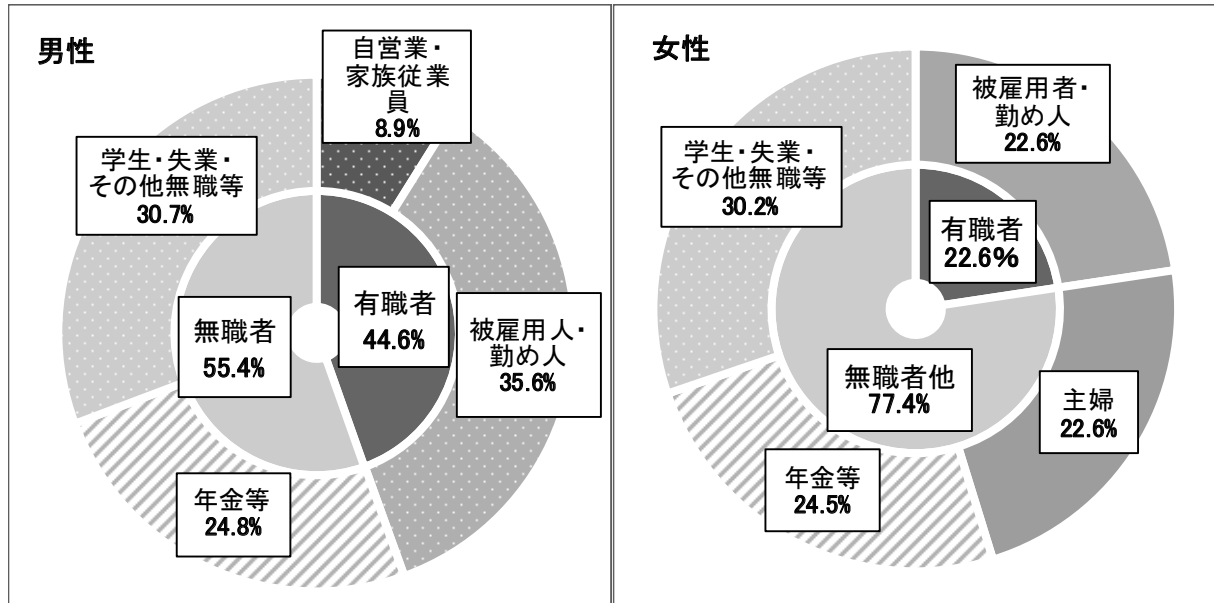


『出典』いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2022)」

6 自殺者における有職・無職の男女別割合

有職者と無職者の比率は、男性：有職者 44.6%、無職者 55.4%で、女性：有職者 22.6%、無職者 77.4%となっています。（全体では有職者 37.0%、無職者 63.0%）

図 11：男女それぞれの有職者／無職者の割合（H29年～R3年合算）

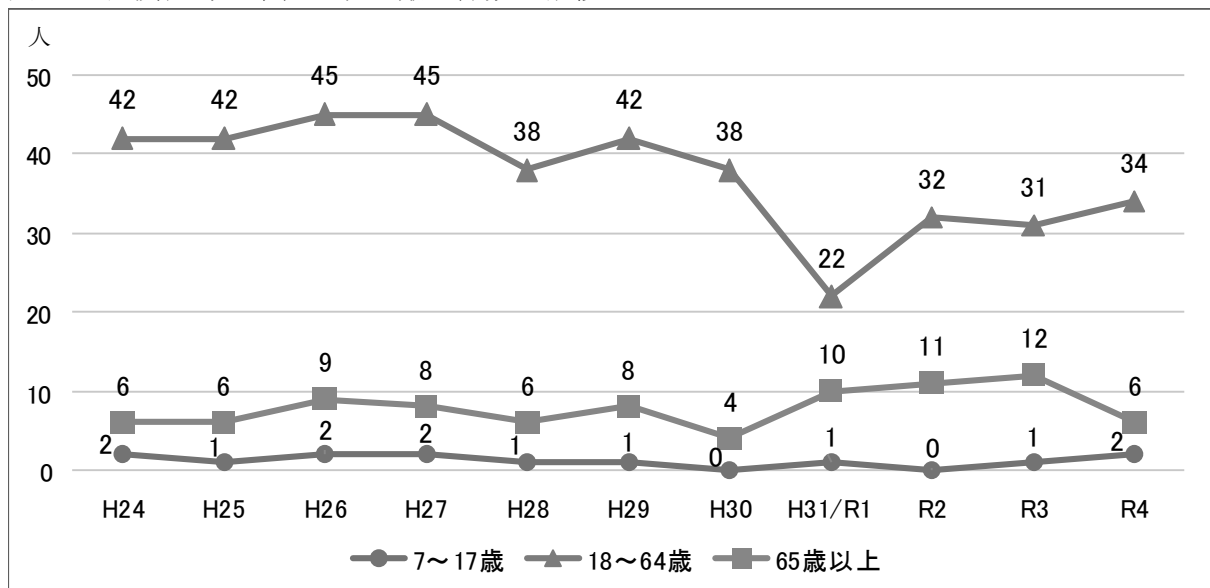


『出典』いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2022)」

7 自損行為の年代別救急搬送件数の推移

自損行為の年代別救急搬送件数は、どの年も 18～64 歳の自損行為が最も多くなっており、平成 30 年までは 30 人台後半から 40 人台で推移していましたが、平成 31 年/令和元年に 22 人に減少しました。その後、令和 2 年からは 30 人台前半で推移しています。65 歳以上は、令和元年～令和 3 年が 10～12 人と多くなっています。7～17 歳も 1～2 人がほぼ毎年搬送されています。

図 12：自損行為の年代別救急搬送件数の推移



参考：今治市消防本部データ

第3章 これまでの取組と評価

第3章 これまでの取組と評価

平成31年3月に第一次計画を策定後、自殺対策の視点を持ってそれぞれの取組を推進してきました。また、事業の実施状況はどの程度達成できたか等進捗状況について、毎年度各担当課と関係機関へ確認と評価を依頼し共有しました。

計画の数値目標としては、自殺死亡率を平成28年の22.5を令和8年までにおおむね30%程度減少させ、15.7以下を目指すとしています。本市の自殺死亡率の推移は、平成31/令和元年14.4、令和2年24.0、令和3年21.8、令和4年15.0となっています。

【数値目標】

目標項目(数値目標)	基準値	目標値	現状値
今治市自殺死亡率 (人口10万人当たりの自殺者数)	H28(2016年) 22.5	R5(2023年)17.7以下 R8(2026年)15.7以下	R4(2022年) 15.0

基本施策、重点施策の実施状況と評価は以下のとおりです。

【施策の評価】

評価基準

- ：目標を達成・十分な取り組みができた（70%以上）
- △：ある程度取り組みができた（40%以上70%未満）
- ×：十分に取り組みができなかった（40%未満）

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

目標項目	目標値	結果	評価
自殺対策庁内連絡会の開催	年1回以上	年1回実施	○
自殺対策地域連絡会の開催	年1回以上	年1回実施	○

〈これまでの主な取組〉

- ・ 庁内連絡会、地域連絡会は、年1回開催。今治市の自殺の現状を共有、計画内容の振り返り、庁内各課、関係機関の事業実施状況について意見交換。
- ・ 情報共有を行うことで関係機関等と、具体的な支援策や役割分担について検討し、連携強化につながっている。

目標項目	目標値	結果	評価
産業医との連携	随時	随時実施	△

〈これまでの主な取組〉

- ・地域保健部医師等が参加している保健事業連絡会での周知啓発を実施。
- ・地域連携室のある医療機関や二次医療機関、精神科医療機関を訪問し、計画主旨を説明。
- ・地域連絡会において、労働基準監督署から「愛媛県産業保健総合支援センター」について情報提供していただき、中小企業で働く労働者の健康管理支援について情報共有。

目標項目	目標値	結果	評価
自殺リスクの高い人への支援ネットワークの構築	随時	随時実施	○

〈これまでの主な取組〉

- ・リスクの高い個別ケースについては、必要に応じて今治保健所や医療機関、支援機関、庁内各課との連携協力を行っている。
- ・今治保健所主催のしまなみ「心」ネットワーク（自殺未遂者支援会議）に参加し、事例検討や関係機関の取組みを共有することで、二次救急医療機関、精神科病院等と連携し、自殺未遂者やその家族に対する相談支援の充実を図った。
- ・保健所とともに、救急医療機関や医療機関の地域連携部門を訪問し協力を要請。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

目標項目	目標値	結果	評価
ゲートキーパーの養成	2023年度までに1000人以上	1124人受講済 (2022年度末現在)	○

〈これまでの主な取組〉

- ・一般市民、民生児童委員、主任児童委員、見守り推進委員、小中学校養護教諭、ケアマネージャー、自治連合会、婦人会、学生や教員、市内商業施設従業員、市職員等を対象に実施。

基本施策3 市民への啓発と周知

目標項目	目標値	結果	評価
広報誌を活用した啓発	通年	通年実施	○

〈これまでの主な取組〉

- ・自殺対策計画概要版を作成し、地域連絡会等を通じて関係機関に配布。
- ・自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせ、相談窓口やメンタルヘルスについての記事を作成し、市ホームページ、市SNS、市広報、ラジオバリバリで啓発。
- ・市役所本庁舎ロビーや各支所にてパネル展を開催。

目標項目	目標値	結果	評価
今治市こころの健康等相談 機関一覧表の周知・配布	随時	実施	○

〈これまでの主な取組〉

- ・今治市こころの健康等相談先一覧表を作成し、地域連絡会等を通じて、関係機関に配布。
- ・今治市内の全小中学生や民生児童委員等に全数配布。
- ・医療機関、庁内各課の窓口へ設置し、会議や教室の際にも配布。市ホームページにも掲載。
- ・相談先やこころのおつかれ度チェックを掲載した普及啓発グッズ（ポケットティッシュ）を健康講座や教室等で配布。

目標項目	目標値	結果	評価
自殺予防に関する HP の開設	随時	随時実施	○

〈これまでの主な取組〉

- ・令和元年6月より市ホームページ「いまばりこころ健康ナビ」を開設し、相談先や自殺対策計画などについて情報発信。
- ・精神科医師による「こころの健康相談」や「子育て個別相談」について掲載し、広く市民に周知。

基本施策4 生きることの促進要因への支援

目標項目	目標値	結果	評価
産後うつ質問票でリスクの高い 産婦への継続支援	100%	80%	○

〈これまでの主な取組〉

- ・生後4か月未満の専門職による乳児の全戸訪問の際に、産後うつ質問票を使用して産婦のこころの状態を把握し、リスクの高い産婦に対して個別に継続対応。
- ・産後うつ質問票で、産後うつ病のリスクのある人の割合は、令和元年度7.0%、令和2年度6.3%、令和3年度6.3%、令和4年度は6.2%。
- ・支援が必要な妊産婦について、医療機関からの妊産婦連絡票を活用することで早期の支援につなげている。

目標項目	目標値	結果	評価
ひきこもりの方に対する 対策や支援	随時	随時実施	○

〈これまでの主な取組〉

- ・市では令和3年度末に「ひきこもり相談窓口の明確化」を行い、市広報と市ホームページに掲載。
- ・ひきこもりに関する相談についての周知チラシを作成し、関係機関や民生児童委員に配布。
- ・当事者や家族が相談窓口に出向くことが難しい場合は、訪問支援（アウトリーチ）を通して、当事者や家族との信頼関係を構築しながら、個々の状況に応じた継続的な支援を実施。

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

目標項目	目標値	結果	評価
児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施	年1回以上	全小中学校で実施	○

〈これまでの主な取組〉

- ・各学校や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業等の一環として、SOSの出し方に関する教育を実施。
- ・今治市いじめ相談ホットラインを開設し、いじめに関する電話・メール相談を実施。
- ・ハートなんでも相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのいずれかの事業による相談が全ての学校でできるよう相談体制の充実を図っている。
- ・市内全小中学校において、月に一度悩み調べアンケート調査を実施し、児童生徒の悩みを早期に発見し、教育相談に生かしている。
- ・各小中学校でいじめ防止基本方針を策定し、毎年見直しを行いホームページで公開。

重点施策1 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進

目標項目	目標値	結果	評価
企業や働く世代への普及啓発	随時	随時実施	△

〈これまでの主な取組〉

- ・市ホームページ、市広報、JA広報にストレスサインやこころの健康づくり、睡眠に関する記事を掲載。
- ・商店や大学の教職員を対象とした「こころの健康づくり講座」を開催。
- ・市ホームページの「いまばりこころ健康ナビ」で相談先等の情報発信。

目標項目	目標値	結果	評価
過労死等防止啓発月間 (11月)の周知	随時 (特に11月)	毎年11月に実施	○

〈これまでの主な取組〉

- ・労働基準監督署より、労働相談や、過重労働解消キャンペーンの取組等を情報提供していただき、庁内各課、関係機関等で共有。

目標項目	目標値	結果	評価
産業医との連携	年1回	随時実施	△

基本施策1に記載。

重点施策2 生活困窮者支援と自殺対策の連動

目標項目	目標値	結果	評価
生活困窮者の自立支援を促進	通年	通年	○

〈これまでの主な取組〉

- ・生活困窮者に対しては、他者とのかかわりが希薄な社会的孤立状態にあることが多いことから、心身の健康状態の把握に努めるとともに、くらしの相談支援室等関係機関と連携し、家計改善支援や就労準備支援等、包括的かつ継続的な支援を行った。

目標項目	目標値	結果	評価
自殺リスクの高い人への 支援ネットワークの構築(再掲)	随時	随時実施	○

基本施策1に記載。

重点施策3 高齢者の自殺対策の推進

目標項目	目標値	結果	評価
うつ等こころの健康に関する 健康教育を継続	随時	随時実施	○

〈これまでの主な取組〉

- ・「こころの健康づくり講座」を開催し、こころの病気についての正しい知識やこころを健康に保つ方法について普及啓発。
- ・サロン等の場に保健師が出向き、うつ予防・睡眠などについて健康教育を行った。

目標項目	目標値	結果	評価
社会参加の促進による 介護予防	住民主体の 通いの場を 16 か所以上 設置	「筋力つけタイ！操」 39 か所設置 (2022年度末現在)	○

〈これまでの主な取組〉

- ・住民主体の通いの場づくりとして、令和元年度から「筋力つけタイ！操」を推進している。登録団体は39か所と増加している。

《 全体評価・課題 》

- ・今後もこころの健康づくりについて、正しい知識の普及啓発をしていくとともに、相談窓口について、より広範囲へ効果的に情報発信していく必要がある。
- ・働き盛りの年代は職域保健と地域保健の連携が不可欠である。今後もそれぞれの機関が互いに、健康教育や相談体制等の情報共有を行うと共に、実情を踏まえた効果的・効率的な対策について検討する体制構築が必要。
- ・高齢者の支援については、健康づくりや生きがいづくりの取組みや地域における気づきや見守りなどに加え、地域や関係機関が連携して支援する体制づくりが必要。
- ・生活困窮など様々な生きづらさを抱えているケースについて、早い段階で助けを求めて、適切な支援（生活保護や生活困窮者支援事業等）を受けられるよう、関係機関とより一層のネットワークの強化が必要である。
- ・ハイリスク者支援に関しては、保健・医療・福祉の連携のもと、自殺の危険性が高まっている方を早期に発見し、保健所等関係機関と連携しながら支援していく体制を強化する必要がある。
- ・地域における相談支援体制の強化のため、本人・家族に寄り添う相談員・支援員のスキル向上や若年層も含め、誰もが自然にゲートキーパーの役割を担えるよう、つながりのある地域づくりを目指していくことが重要。

《 現行自殺対策大綱を踏まえた今後の取り組み 》

現行自殺対策大綱において、「女性に対する支援の強化」として、妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策が当面の重点施策に位置づけられた。本市においても、女性の自殺対策の更なる推進として、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、伴走型支援の充実により、妊娠初期の方や予期せぬ妊娠などで悩みや不安を抱えた方等への支援の推進、産後初期段階における支援の強化を図る取り組みや、パートナーからの暴力等・困難な問題を抱える女性への支援の取り組みを推進していく。

第4章 いのち支える自殺対策における取組

第4章 いのち支える自殺対策における取組

1 施策の体系

本市では、市民一人一人がかげがえのないいのちを大切にし、生きることの包括的な支援として社会全体で支え合うことを目指し、基本理念を「市民一人一人がいのちを大切にし、誰も自殺に追い込まれることのない今治市」としています。

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においてすべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、本市における自殺の実態を踏まえてまとめた「重点施策」で構成されています。

「基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」など、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組です。

「重点施策」は、本市における自殺のリスク要因となっている「勤務・経営問題」、「生活困窮者問題」、「高齢者」に対する施策のほかに、今回、新たに「女性」（妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた取組）を追加した施策です。行政の縦割りを越えて、関係する課の様々な施策を結集させることで、包括的な施策となっています。

このように施策の体系を定めることで、本市は自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

なお、第6章に参考資料として現行大綱に基づく、「本市における生きる支援関連施策」を掲載しています。

基本理念	基本方針	施策
市民一人一人がいのちを大切にし、誰も自殺に追い込まれることのない今治市	(1) 生きることの包括的な支援として推進する。	≪基本施策≫ 1. 地域におけるネットワークの強化 2. 自殺対策を支える人材の育成 3. 市民への啓発と周知 4. 自殺未遂者等への支援の充実 5. 自死遺族等への支援の充実 6. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
	(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む。	
	(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる。	
	(4) 実践と啓発を両輪として推進する。	
	(5) 国、愛媛県、今治市、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する。	≪重点施策≫ 1. 勤務経営問題に関わる自殺対策の推進 2. 生活困窮者支援と自殺対策の連動 3. 高齢者の自殺対策の推進 4. 女性の自殺対策の更なる推進
	(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する。	

2 基本方針

令和4年10月に閣議決定された現行大綱を踏まえて、本市においては、以下の6つを「自殺対策の基本方針」として掲げています。

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する。
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む。
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる。
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する。
- (5) 国、愛媛県、今治市、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する。
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する。

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義を持ち合わせるものです。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、関係者や組織等が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など地域共生社会の実現に向けた取組、生活困窮者自立支援制度等との連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすること、その他にも孤独・孤立対策や子ども家庭庁との連携を図る取組が重要です。

(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれのレベルにおいて強力に、かつ、それらを総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。

さらに「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOS の出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

(4) 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づくとともに、そうしたサインに気づいたら、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていただけるよう、メンタルヘルスへの理解促進も含め、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

(5) 国、愛媛県、今治市、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、本市だけでなく、関係団体、民間団体、企業と連携・協働し、市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にするとともに、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮するとともに、これらを不当に侵害することのないようにしなければなりません。自殺対策に関わるすべての人が、このことを認識して自殺対策に取り組むよう普及啓発を進めていくことが必要です。

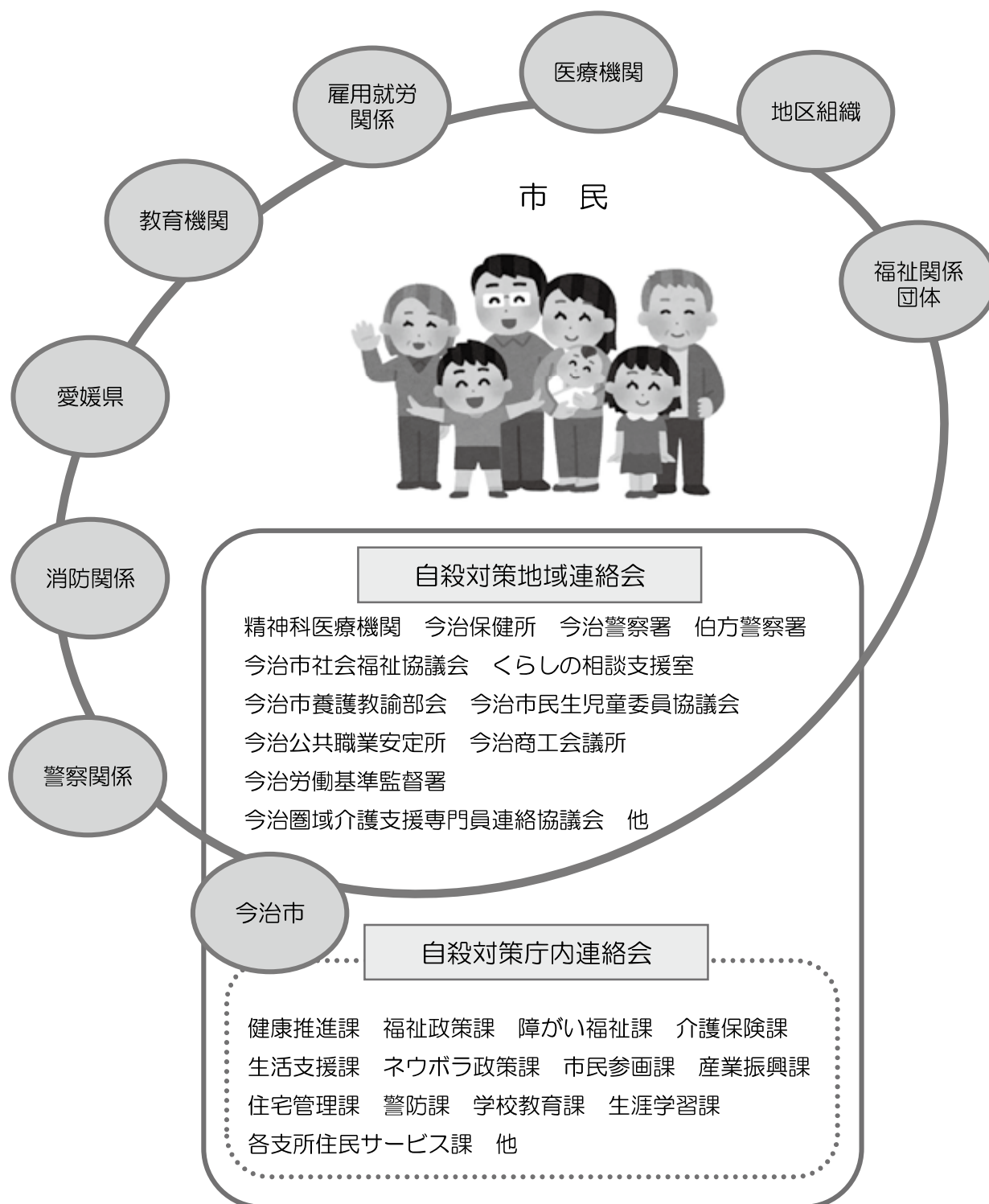
3 基本施策

【SDGs のゴール】



基本施策1 地域におけるネットワークの強化

本市の自殺対策を推進する上で最も基礎となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワーク等との連携の強化にも引き続き取り組んでいきます。



事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
自殺対策庁内連絡会	自殺対策計画の評価及び自殺対策に関する広報、啓発、相談支援、地域特性に応じた対策を推進していくための庁内の横断的なネットワーク会議を開催する。	健康推進課	○	○	○	○	○
自殺対策地域連絡会	自殺対策計画の評価及び自殺対策に関する推進、関係機関との相互協力、連携を目指したネットワーク会議を開催する。		○	○	○	○	○
今治・上島地域自殺対策検討連絡会	保健医療、警察、消防、労働、教育等、各分野からなる会議を開催し、自殺の現状や関係機関の取組について情報交換を行い、地域の課題や対策について検討する。		○	○	○	○	○
今治地域の精神障がい者の地域支援を考える会	精神障がい者が、安心して地域で生活ができるよう精神保健福祉関係者等に対する研修を実施し、相談援助対応能力を向上させるとともに、関係機関、団体の連携の促進を図り、地域の実情に応じた精神保健福祉活動の活性化を図る。	今治保健所	○	○	○	○	○
しまなみ「心」ネットワーク	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぎ、自殺未遂者やその家族に対する相談支援を強化する体制を構築する。		○	○	○	○	○
自殺未遂者支援への協力	自殺関連行動連絡票を記入し院内カンファレンスでの情報共有やデータの収集、現状の把握、定期訪問看護や通院時の声かけ、相談業務等を行う。	公財) 正光会 今治病院 健康推進課	○	○	○	○	○
社会的ひきこもり対策 (相談機関や活動グループとの連携等)	保健、福祉、医療、教育、就労関係との連携を強化し、継続的支援を図り、また支援者同士が支え合うことを目的とする。	今治保健所 障がい福祉課 生活支援課 介護保険課 健康推進課		○	○	○	○
要保護児童対策地域協議会実務者会	定例的に活動する実務者からなる実務者会議を設置し、要保護児童等の実態把握、関係機関等と情報交換及び要保護児童等に対する援助について協議する。	ネウボラ政策課 今治・伯方警察署 児童相談所 他	○	○			
地域ケア会議推進事業	地域の関係者や関係機関が参加する会議を開催し、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会資源の整備を進める。	介護保険課 地域包括支援センター 他				○	
重層的支援体制整備事業検討連絡会	既存の相談支援の取組を活かしつつ、地域住民の複合かつ複雑化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築する。	福祉政策課	○	○	○	○	○

【目標】

項目	数値	考え方
自殺対策庁内連絡会の開催	年1回以上	自殺に関する個別の支援や庁内での情報共有、庁内全体で取り組む課題への協議、対策を行いネットワークの構築を図る。
自殺対策地域連絡会の開催	年1回以上	自殺に関する地域での取り組みや個別の支援の情報共有、地域全体で取り組む課題への協議、対策を行いネットワークの構築を図る。
産業保健との連携	随時	地域保健と職域保健のそれぞれが実施している健康教育や健康相談、実情等を共有し、在住者や在勤者の違いによらず、生涯を通じたところの健康づくりに連携して取り組む。(相談窓口やところの健康に関する情報、健康教育開催情報の共有等)
自殺リスクの高い人への支援ネットワークの構築	随時	自殺リスクの高い人に対して随時関係課、関係機関がケース会議や連絡調整を図り、連携、ネットワークを構築する。



基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを支える優れた人材がいてこそ機能します。そのため自殺対策を支える人材の育成も、本市の自殺対策を推進する上で基礎となる取組として推進していきます。身近な地域で支え手となる市民を増やし、地域における見守り体制を強化するとともに、様々な分野の専門家や関係者に自殺対策について正しい知識を持つための研修等も実施していきます。

事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
ゲートキーパー養成講座	市民や市職員、関係団体を対象に養成講座を実施し、声かけや傾聴の方法についての正しい知識を普及する。	健康推進課 今治保健所	○	○	○	○	○
若年者向けゲートキーパー養成講座	若年層が自らのストレスに気づき、対処法を身につけ、また不調者への理解や対処を学ぶための講座を実施する。（市内の学生を対象に実施）	健康推進課 今治保健所		○			
人材育成事業	自殺未遂者等に関わる人材を育成し、相談体制の充実と適切な支援体制の整備のため、研修会等を実施する。	今治保健所	○	○	○	○	○
人材養成事業	相談内容に応じて適切な支援を行うことができる自殺対策に関わる人材を育成するため、企業等からの要望に応じて、出前講座を実施する。		○		○		
自殺未遂者支援事業	自殺未遂者や自殺に傾いた人からの相談に対応する者のスキルアップを図ることを目的に研修会を実施する。		○	○	○	○	○
ひきこもり支援者研修会	講演、事例検討等を通して、支援のあり方を学び、関係機関との連携を強化するため、研修会を実施する。		○	○	○	○	○
学校保健委員会	薬物乱用防止、生活習慣病予防、こころの健康、食育等の健康教育をテーマに、研修や協議を行う。（生命尊重に関する教育）	今治市養護教諭部会	○	○			
校内研修	配慮を要する児童生徒について情報共有と校内体制づくりを行う。（早期発見、対応に向けた取組）		○	○			

【目標】

項目	数値	考え方
ゲートキーパーの養成	2024年度から新たに750人以上 (2022年末:1124人)	市職員、市内教育機関の職員や学生、市民団体、一般住民等、若者を含めた幅広い層に対してゲートキーパー養成講座を行うことで、自殺や自殺対策に関する正しい知識を広く市民へ周知し、市全体で「誰もがゲートキーパー」という意識の向上を図る。

【SDGs のゴール】



基本施策3 市民への啓発と周知

地域のネットワークを強化するためには、相談機関同士の連携や市民が相談窓口を知る必要があります。そのために、市民を対象にいろいろな機会を利用して、相談機関等の周知を行います。また市民が自殺対策について理解を深められる機会を提供します。あわせて、広く地域全体に向けた相談先情報の周知を図ります。

事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
こころの相談機関等 一覧表配布	こころの健康や借金問題、家庭や学校などの悩みに対する相談窓口の周知を行う。	健康推進課	○	○	○	○	○
アルコール健康障害 に関する知識の普及	不適切な飲酒の影響による心身の健康障害に関する教育、知識の普及を図る。		○	○	○	○	○
広報誌を活用した啓発	自殺対策強化月間(3月)、自殺予防週間(9月10日～16日)に合わせて、こころの健康づくりについて正しい知識の普及啓発を行う。		○	○	○	○	○
公共施設における啓発	本庁、支所、保健センター等の公共施設で、こころに関する啓発資料の掲示やリーフレットを設置する。		○	○	○	○	○
こころの健康づくり 講座	一人一人がこころの健康に関心を持ち、自分自身を大切にしてもらえよう、また、お互いを支え合うことができるよう、ストレスマネジメント、セルフケア、自己肯定感についての知識の普及啓発を行う。		○	○	○	○	○
精神家族教室	精神障がいのある方や家族を対象に、こころの健康に関する正しい知識の普及と家族同士の情報交換を行う。		○	○	○	○	○
医師による健康講座	医師の健康教育を通して健康に関する正しい知識や疾病予防についての知識の普及を図る。		○	○	○	○	○
子育て講座	乳幼児等の発育発達、育児に関する専門職からの講話を行う。	健康推進課	○				
CATV、ラジオバリバ リの活用	自殺関連情報を発信することで、市民への施策の周知と理解の促進を図る。		○	○	○	○	○
パパママ学級	妊婦及び父親を対象に妊娠中の経過、栄養、産後うつ、新生児の育児等について知識の普及を図る。	ネウボラ政策課	○				

事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
社会を明るくする 運動関連事業	安心、安全な地域社会を築くため、 犯罪や非行の防止、更生援助の推進 及び罪を犯した人の更生について地 域住民の理解を促すための啓発活動 を実施する。	福祉政策課		○			
応急手当講習	いざという時に、速やかに心肺蘇生 等、応急手当が出来るように知識と 技術を身につけるとともに、命の大 切さを伝える。	警防課	○	○	○	○	○
メンタルヘルス講座	若者のコミュニケーション能力の向 上や感情のセルフコントロール力を 高め、生涯を通じたこころの健康づ くりを支援するための講座を実施す る。（市内大学の学生及び教職員に 出前講座を実施）	今治保健所		○	○		
普及啓発事業	関係機関、団体と連携し、自殺予防 週間や自殺対策強化月間の他、健康 ひろば等において、パネル展示やリ ーフレットを配布する。		○	○	○	○	○

【目標】

項 目	数 値	考 え 方
広報紙、ホームページや SNS等を活用した啓発、 情報の発信	通年	自殺対策に関係するちらしの配布等の普及啓発活動や、自殺 対策強化月間（3月）、自殺予防週間（9月10日～16日）に あわせて、こころの健康づくりについて正しい知識の普及啓 発をする。また、自殺予防に関する情報や関連サイト等につ いて情報発信を行い広く市民へ周知する。
今治市こころの健康等 相談機関一覧表の周知・ 配布	随時	こころの健康や借金問題、家庭や学校での悩みに対して相談 機関一覧表を配布し、広く相談窓口を周知する。



基本施策 4 自殺未遂者等への支援の充実

自殺未遂者は、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外に選択肢が考えられない状態に陥ってしまい、自殺行動に至ったと考えられています。

自殺未遂者は再び自殺を図る危険性が高いことから、確実に相談機関につなげ、関係機関が連携して自殺未遂者が抱える問題等の解消を支援し、再び自殺を図ることがないように見守っていくことが必要です。

本市においても、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策の強化や自殺未遂者を見守る家族等の身近な支援者への支援の充実に努めます。

事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
自殺未遂者の こころのケア	自殺未遂者に対するこころの相談を実施する。	今治保健所 健康推進課 各支所住民サー ビス課	○	○	○	○	○
医療機関を含む各関係機関との連携 (しまなみ「心」ネットワークの活用)	救急医療機関、精神科医療機関、消防、警察、行政が連携し、未遂者を早期に専門機関へつなぎ、包括的な支援を行う、また、自殺対策連絡会等において、自殺企図による救急事案の傷病者情報等を関係機関と共有し、再発防止等に関する支援につなげる。		○	○	○	○	○
自殺に対する理解を深め、見守りを推進するための普及啓発	ゲートキーパー研修、こころの健康づくり講座等を通じて、自殺に対する理解を深め、偏見をなくし、自殺企図、未遂が自殺既遂につながることをないよう地域全体での見守りを推進していく。		○	○	○	○	○

【目標】

項目	数値	考え方
救急医療機関・精神科医を含む各関係機関による連携ネットワークの構築	随時	各関係機関が自殺未遂者等を適切な医療や相談機関につなぐことができるよう連携を促進する。



基本施策 5 自死遺族等への支援の充実

身近な人（大切な人）を自死で失うという体験は、自死遺族等に対し、心理的・社会的・経済的に極めて深刻な影響を及ぼし、実際の生活においても、様々な困難に直面することがあります。

社会の偏見や周囲の誤解をおそれ、辛い思いを周りに話すこともできずに一人で苦しみ、地域や社会から孤立し、自分を責めて追い込んでしまうことのないよう、現実と向き合う時間と空間を十分考慮しつつ、寄り添い、見守る存在が身近にいる環境づくりが必要です。

本市においても、遺された人の気持ちに寄り添いながら支援する総合的な相談支援体制の整備に努めます。

事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
遺族等のこころのケア	遺族等のこころの相談を実施する。	健康推進課 今治保健所 各支所住民サー ビス課	○	○	○	○	○
相談窓口の情報提供	自死遺族等に対して、迅速に関連施策を含めた必要な支援情報を提供する。		○	○	○	○	○
自助グループ等の情報の提供	自死遺族等の負担の軽減を図るため、同じ立場の人と出会い、分かち合いの場となる「自死遺族のつどい」等情報を提供する。		○	○	○	○	○
遺族等に対する偏見をなくすための普及啓発	ゲートキーパー研修、こころの健康づくり講座等を通じて自殺や自死遺族等に対する理解を深め、偏見をなくしていくことで、遺族が安心して悩みを打ち明けられる環境をつくり、こころのケアにつなげる。		○	○	○	○	○
支援者のスキルアップ	支援や対応に携わる関係者の相談対応技能の向上（研修参加）、支援者自身のこころの健康維持、セルフケア技能向上を図る。		○	○	○	○	○

【目標】

項目	数値	考え方
遺族等への総合的な相談支援体制の整備	随時	遺族等が追いつめられることなく生きるための支援を推進する。



基本施策6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が、学校や家庭、地域等において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）を推進します。また、子どもが出したSOSに周囲の大人が気づき、受け止められるよう普及啓発を充実します。

事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
児童生徒向けSOSの出し方に関する教育の実施	各学校や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業等の一環として、SOSの出し方に関する教育を実施する。	学校教育課	○	○			
スクールソーシャルワーカー活用事業	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等児童生徒の問題行動に対して関係福祉機関とのネットワークを活用して支援を行う学校と専門家がネットワークを組み、児童生徒の支援を行う。			○			
ヤングケアラーへの対応	ヤングケアラーコーディネーターを配置し、学校や関係機関と連携してヤングケアラーとその家庭の生活状況の改善に向けた調整を図る。	ネウボラ政策課	○	○			
思春期ふれあい体験学習	市内の中学3年生の総合学習の一環として行われる講座で、妊娠・子育てについての学習の他、命の大切さやSOSの出し方、相談窓口等の周知を行う。	健康推進課 ネウボラ政策課		○			
子どもに向けたこころの健康相談に関するリーフレットの配布	市内の中学3年生、高校1年生にこころの相談窓口に関するリーフレットを配布する。	今治保健所		○			
生命尊重に関する教育	通常の教科指導や道徳教育、特別活動、総合的な学習、健康教育、生徒指導等で、自他の生命尊重を取り扱う。	今治市養護教諭部会		○			
早期発見、対応に向けた取組	日常における相談活動、児童生徒との会話や活動を通して信頼関係を築き、日常的に相談活動を行う。保健室における健康相談、保健室を安全安心な場として保ち、養護教諭が手当てや相談を行う。校内研修で配慮を要する児童生徒について情報共有と校内体制づくりを行う。				○		

事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
保護者に対する家庭における見守りの推進	保護者に対して、長期休業中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促す。	今治市養護教諭部会	○	○			
タブレット学習時の見守りや教育相談	タブレット学習が開始され、自由にインターネットで検索できる状態であることから、自殺等の検索履歴を確認し、重点的な見守りや教育相談等を行う。			○			
教員の対応力向上への取組	不登校や学校に来にくくなっている子どもたちの支援について、精神科認定看護師から助言を受ける等対応力向上を図る。			○			
学校内外における集中的な見守り活動	長期休業明け前後において、地域と連携の上、学校内外における見守り活動を強化する。		○	○			
主任児童委員における地域での見守り活動、相談支援活動	地域の子供たちが元気に安心して暮らせるように、子供たちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事等の相談支援を行う。	今治市民生児童委員協議会	○	○			

【目標】

項目	数値	考え方
児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施	年1回以上	各教科等の授業等の一環として、いのちや暮らしの危機に直面した時、誰にどうやって助けを求めればよいか、具体的かつ実践的な方法を学ぶことにより、悩みに対処し相談できるようになること。また、こころの危機に陥った友人への関わり方を身に付けることを目的とする。さらに、身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすることを目的とする。

4. 重点施策

「第2章今治市における自殺の現状、4. 対策が優先されるべき対象群、図9：今治市の自殺の特徴」〔地域自殺実態プロファイル 2022（いのち支える自殺対策推進センター作成）〕における上位3区分の自殺者の特性と背景にある主な自殺の危機経路を参考に、「勤務・経営」「生活困窮者」「高齢者」に関わる自殺に対する取組が喫緊の課題とされています。これに、新型コロナウイルス感染症拡大で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を加えた4つの施策を本市における重点施策として位置付け、それぞれの課題や対象者に関わる様々な施策を結集させて、自殺リスクの高い人に対して関係機関と連携して、全庁一体的な取組として対策を推進していきます。

【SDGsのゴール】



重点施策1 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進

本市自殺者154名のうち、37%が有職者で、そのうち、自営業家族従業者が17.5%、被雇用者勤め人が82.5%であり、こうした現状からも勤務・経営問題に関わる自殺対策の取り組みを推進していくことが必要となっています。〔地域自殺実態プロファイル 2022（いのち支える自殺対策推進センター作成）平成29～令和3年の合計〕

そこで本市は、勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けて、早期に支援につながるための連携を強化すると同時に、勤務問題の理解を深め、相談先についての周知・啓発活動も強化し、さらには、健康経営に資する取組を推進することで自殺リスクが高まりにくい労働環境の整備を後押ししていきます。

事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
全国労働衛生週間 (10月)、過労死等防 止啓発月間(11月)の 普及啓発	労働者の健康管理や職場環境の改善 についての意識を高め、過労死等の 防止を含めた長時間労働による健康 被害の防止対策やメンタルヘルス対 策等、さまざまな取組がされるよう 呼びかけを行う。	人事課 健康推進課 各支所住民サー ビス課 今治保健所 今治労働基準監 督署			○		○
健康教育、こころの 健康相談、相談先一 覧等の普及啓発	企業を対象に、市が実施する健康教 育や心療内科医、保健師によるここ ろの健康相談等の案内を行うととも に、相談先一覧等の配布も行い、職 域でのこころの健康づくりを推進す る。また、市ホームページ内で厚労 省が開設している「働く人のメンタ ルヘルス・ポータルサイトこころの 耳」について紹介する。	健康推進課 各支所住民サー ビス課	○		○		
職域の健康づくり 応援事業	企業を対象に、職域保健の充実が図 れるよう支援する。（愛顔の応援レ ターの配信、出前健康教育、地域職 域健康づくり担当者会、研修会、実 態調査等の実施）	今治保健所	○		○		

事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
今治市勤労者生活 資金融資制度	市内に住所を有する勤労者に対し、 臨時または緊急に必要とする生活資 金を融資する。(対象要件あり)	産業振興課			○		○
今治市中小企業資金 融資制度	中小企業の金融難を緩和し経営の維 持安定を図るために、今治市内の中 小企業者に対し、経営資金を融資す る。(対象要件あり)				○		○
職業相談	すべての方を対象に実施。また学生 や若者、障がい者、一人親等に対し ては、個別の担当者の配置、就労か ら定着までの支援等を実施する。	今治公共職業安 定所	○	○	○	○	○
障害者雇用トータル サポーター	精神障がい、発達障がいに対する就 職から定着までの専門職による包括 的な支援として仕事面でのメンタル ヘルス対策を実施する。		○		○		○
労働相談	労働時間、解雇、賃金不払等に関す る使用者及び労働者からの相談に対 応する。	今治労働基準監 督署			○		
経営相談	企業経営に関する金融や税務、労働 や経理、事業承継等、様々な問題に 対し、経営指導員という専門の職員 や専門家を配置し、経営課題に関 する多様な相談に応じる。	今治商工会議所			○		
職場の健康づくり支 援	企業の経営者ならびに従業員を対象 に、集団健康診断を実施する。また、 健康経営や働き方改革といったテー マについてのセミナーを開催し、職 場における健康に対する意識啓発を 行う。				○		

【目標】

項目	数値	考え方
企業や働く世代への普及 啓発	随時	関係課、関係機関等との連携を通じて、企業や働く世代へのメンタルヘルス、自殺対策の普及啓発やゲートキーパー養成講座等の各種研修の案内を行う。
全国労働衛生週間(10月)、 過労死等防止啓発月間(11 月)の周知	随時 (特に10、11月)	労働者の健康管理や職場環境の改善についての意識を高め、過重労働解消キャンペーン期間として長時間労働削減の取組を推進する。
産業保健との連携(再掲)	随時	地域保健と職域保健のそれぞれが実施している健康教育や健康相談、実情等を共有し、在住者や在勤者の違いによらず、生涯を通じたこころの健康づくりに連携して取り組む。(相談窓口やこころの健康に関する情報、健康教育開催情報の共有等)

【SDGs のゴール】



重点施策2 生活困窮者支援と自殺対策の連動

生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、自殺のリスクを高める要因になりかねません。

本市では、生活困窮に関する相談機関同士の連携や、生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化及びそのために必要な人材の育成を行います。あわせて、生活困窮に陥っているにも関わらず必要な支援を得られていないなど、自殺リスクを抱え込みかねない人を早期に支援につなぐ取組の強化と、多分野の関係機関の連携・協働による生活困窮者への自殺対策の更なる向上を図っていきます。

事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
生活困窮者の自立支援	経済的な悩み、仕事や家庭の悩み、その他暮らしの困りごとや不安等、困難を抱えている方の相談を受け支援を行う。	生活支援課 くらしの相談支援室(今治市生活自立相談支援センター)	○		○	○	○
生活保護及び中国 残留邦人等支援	国が生活困窮等、生活面で困難を抱えている全ての国民に対し、必要な保護を行いその最低限度の生活を保障し、自立を助長する。	生活支援課	○	○	○	○	○
法外援護対策事業	生活保護対象者以外のボーダー層の経済的困窮者が安心して受診できるよう助成を行う。	福祉政策課	○	○	○	○	○
市営住宅管理事業	住宅確保要配慮者のうち低所得者に対する安心、安全な住居を提供する。	住宅管理課	○	○	○	○	○
消費生活相談	多重債務者に対する相談を行う。	市民参画課	○	○	○	○	○
生活保護受給者等 就労自立促進事業	生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者等への就労支援を行う。	今治公共職業安定所 生活支援課 くらしの相談支援室(今治市生活自立相談支援センター)	○		○	○	○
生活保護受給者等 就労自立促進事業による 市役所巡回相談	生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者等に対して、市役所への巡回相談(年12回)を利用し自立支援につなげていく。	今治公共職業安定所	○		○	○	○

【目標】

項目	数値	考え方
生活困窮者の自立支援を促進	通年	生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者等が経済的に安定した生活を営むことができるよう関係機関での連携を強化し、自立支援につなげる。
自殺リスクの高い人への支援ネットワークの構築（再掲）	随時	生活困窮等自殺リスクの高い人に対して、随時関係課がケース会議や連絡調整を図り、連携、ネットワークを構築する。



重点施策3 高齢者の自殺対策の推進

高齢は、子どもの独立や自身の退職等をきっかけに社会における役割が縮小するだけでなく、身体機能の低下により、家庭や地域での役割も少なくなります。また、配偶者や近親者、友人との死別、身体疾患等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱えることがあります。

こうした背景から、認知症やうつ等のメンタルヘルスへの理解を深めるため、高齢者や高齢者を支える家族、支援者への正しい知識の普及・啓発と相談の充実に引き続き取り組みます。加えて、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化など「生きることの包括的支援」としての施策を推進していきます。

事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
高齢者及び支援者に対するうつ等こころの健康の正しい知識の普及啓発	うつ等こころの健康に関する健康教育を実施する。	介護保険課 健康推進課 各支所住民サービス課				○	
高齢者向け各種講座や教室開催	高齢者の社会参加を促進する。	介護保険課 生涯学習課				○	
認知症サポーター養成講座	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援し、認知症の人や家族が安心して暮らし続けられる地域づくりを推進する。	介護保険課	○	○	○	○	○
住民主体の通い集える場（サロン）の開催	他者と交流をする機会をつくる。					○	
高齢者が生きがいをもって働くことへの支援	シルバー人材センターやボランティア等の働く場を提供する。	福祉政策課			○	○	○
認知症介護者のつどいの実施や情報提供	認知症の人や介護している家族の不安や悩みを同じ経験を持つ者同士が情報交換する。	介護保険課			○	○	
家族介護教室	介護教室を通じて介護者の相互交流を促進し、介護者の燃え尽きやうつ予防を図る。	介護保険課	○		○	○	○
地域包括支援センターの運用	高齢者に関する総合相談支援を行う。		○		○	○	○

事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
要介護者の家族への支援	月1回の要介護者への訪問時にSOSや精神的・経済的に厳しい等状況の把握に努める。	今治圏域介護支援専門員連絡協議会	○		○	○	○
居宅介護支援	介護保険サービス利用のためのケアマネジメントを行う際に、本人・家族の生活状況の確認を行い、暮らしの困りごとや精神状態の変化、SOSに気づき支援につなげる。		○		○	○	○
民生委員における地域での見守り活動、相談支援活動	地域住民に最も近い立場で見守り、様々な生活課題に関する相談支援等を行う。	今治市民生児童委員協議会				○	○
悪徳商法や詐欺等の防止	高齢者が詐欺等に遭わないように啓発及び支援を行う。	防災危機管理課 介護保険課				○	

【目標】

項目	数値	考え方
うつ等こころの健康に関する健康教育を継続	随時	継続実施、強化。
社会参加の促進による介護予防	住民主体の通いの場を継続、増やす	虚弱な高齢者でも容易に参加できる身近な場での住民主体による体操教室や、サロン及び趣味のサークルなど既存の通いの場を含めた社会参加の機会拡大を図る。

【SDGsのゴール】



重点施策4 女性の自殺対策のさらなる推進

政府の自殺対策の指針となる現行「自殺総合対策大綱」に、新たに女性に対する支援の強化が「当面の重点施策」と位置付けられたことに伴い、本市におきましても、これまでの様々な取り組みに加え、女性の自殺対策の更なる推進として、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、伴走型支援の充実により妊娠初期の方や予期せぬ妊娠等で悩みや不安を抱えた方等への支援の推進、産後初期段階における支援の強化を図る取り組みや、パートナーからの暴力等・困難な問題を抱える女性へのきめ細やかな支援を推進していきます。

事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
情報提供、普及啓発	女性の相談窓口に関する情報提供や地域における相談支援体制の充実のための普及啓発を行う。	健康推進課 各支所住民サービス課	○	○	○	○	○
健康相談	保健師、栄養士、歯科衛生士等が、面接や電話で相談に応じ、必要に応じて関係部署、機関につなげる。		○	○	○	○	○
女性の健康教室	女性に多い疾患等の知識を普及するための講話を行う。	ネウボラ政策課	○		○	○	○
婦人相談	DV、離婚、家族関係等女性が抱える家庭を取り巻く様々な困りごと、悩みごとに対し、女性相談員が相談に応じ、困難を抱えた女性を支援する。		○	○	○	○	○
母子健康手帳交付	妊娠届の提出により母子健康手帳を交付し、同時にアンケートの実施やi. i. サポートプラン（個別支援プラン）を作成する。		○				
妊産婦面談、訪問	妊娠届出時と産後に保健師等による全数面談や訪問を実施し、妊娠、出産、子育て期の切れ目のない支援を行う。	ネウボラ政策課 健康推進課 各支所住民サービス課	○				
妊婦歯科健康診査	妊婦の口腔内に関する健康診査を行う。	健康推進課	○				
妊婦及び産婦一般健康診査	妊産婦の心身の健康状態に関する健康診査を行う。	ネウボラ政策課	○				
出産応援金	出産準備や妊婦ケア関連サービス利用に係る負担軽減のため、母子健康手帳交付時に応援金を給付する。		○				

事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
プレママひろば	妊娠中に役立つ情報の提供、専門スタッフ（保健師、助産師）による個別相談を実施する。	ネウボラ政策課	○				
産後ケア事業	安心して子育てできるように、指定の施設においてショートステイ（宿泊）やデイケア（通所）、自宅に訪問してケアや授乳、育児の相談等を行う。		○				
産後ママと赤ちゃんのつどい	ママ同士の交流、育児相談、母乳相談など個別相談、助産師によるミニ講話などを行う。		○				
特定妊産婦等への支援	妊娠届出時等に把握した特定妊産婦等に対し、支援検討会を実施し、支援計画に基づく支援を行う。		○				
産後うつ病対策	医療機関で実施する産婦健康診査や保健師等による産婦訪問（赤ちゃん訪問）時に、エジンバラ産後うつ病質問票による産婦の健康状態の把握や産後うつの早期発見に努め、医療機関と連携した支援を行う。	ネウボラ政策課 健康推進課 各支所住民サービス課	○				

【目標】

項目	数値	考え方
全ての女性へのきめ細やかな支援	随時	伴走型相談支援による妊産婦への支援をはじめ、女性特有の視点を踏まえ、女性の自殺を予防するため、相談窓口の情報等のわかりやすい発信をするとともに、地域での相談支援体制の充実に取り組む。

第5章 自殺対策の推進体制

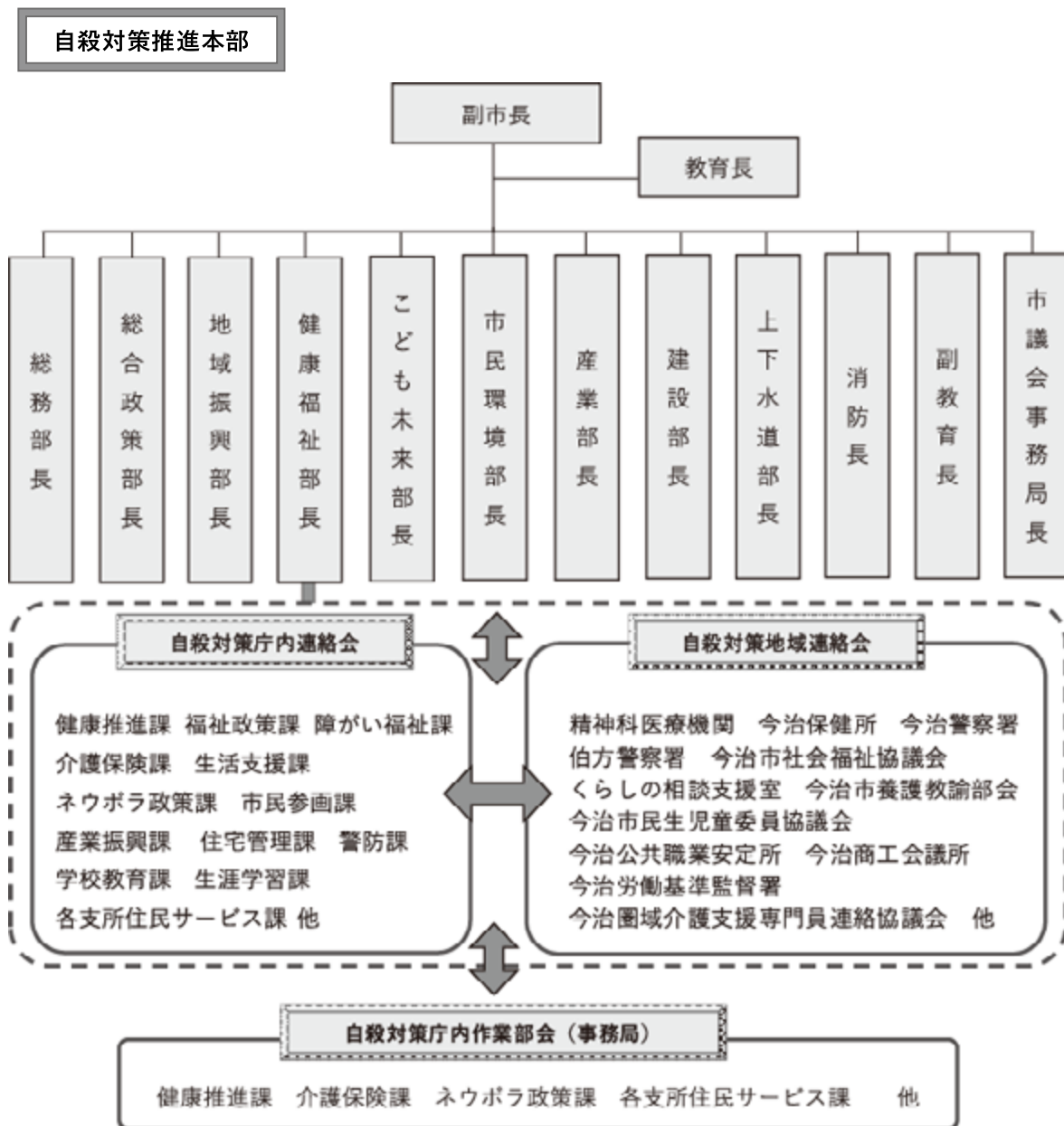
第5章 自殺対策の推進体制

今治市自殺対策計画の総合的な対策の推進、検討および評価のための最上位の意思決定機関は、副市長が本部長を務める「自殺対策推進本部」です。

また、「自殺対策推進本部」の下に健康福祉部長をトップとする「自殺対策庁内連絡会」が位置付けられています。これは、自殺対策を全庁的な取組として推進するために位置付け、今治市自殺対策計画に基づき、庁内の関係各課が今治市の具体的な施策の展開について検討し、自殺死亡者数減少に向けた施策の推進、検討及び評価を行います。

さらに、庁内の関係各課の他に地域の関係機関も含めた「自殺対策地域連絡会」を設置しています。「自殺対策推進本部」や「自殺対策庁内連絡会」での決定事項を「自殺対策地域連絡会」を通じて共有し、地域での取組に反映させていくための組織です。

「自殺対策推進本部」、「自殺対策庁内連絡会」、「自殺対策地域連絡会」での決定事項について、事務局である自殺対策庁内作業部会で事務作業を進めていきます。



第 6 章 參考資料

第6章 参考資料

1 自殺対策基本法

1 自殺対策基本法

(平成十八年六月二十一日法律第八十五号)

最終改正：平成二八年三月三〇日法律第一一号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二條 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三條 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四條 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五條 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七條の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六條 この法律の施行の際現に第二十七條の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一

項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 今治市執行機関の附属機関設置条例

○今治市執行機関の附属機関設置条例

平成17年 1月16日

条例第17号

改正 平成18年 9月29日 条例第60号
平成21年12月25日 条例第42号
平成22年 3月31日 条例第 6号
平成23年 9月30日 条例第33号
平成25年 6月24日 条例第25号
平成26年 3月26日 条例第 7号
平成26年 9月30日 条例第32号
平成27年 3月31日 条例第 6号
平成27年12月28日 条例第53号
平成28年 3月22日 条例第10号
平成29年 9月25日 条例第28号
平成30年 6月26日 条例第38号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関がその所管に属する事務を適正に管理し、及び執行するために、必要があると認められる附属機関を設置し、その構成及び担任する事項の範囲に関し定めることを目的とする。

(設置)

第2条 別に定めるものを除くほか、執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）として審議会その他の機関を置く。

2 附属機関の名称及び担任する事項並びにその属する執行機関の区分は、別表のとおりとする。

(構成)

第3条 附属機関は、それぞれ別表に掲げる定限以内の数の委員をもって組織する。

2 附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を若干名置くことができる。

第4条 附属機関の委員は、当該機関の属する執行機関が、それぞれその定めるところにより、当該機関の担任する事項に関し、学識経験を有する者その他最も適当と認められる関係者のうちから選任する。

(任期)

第5条 附属機関の委員の任期は、それぞれ別表に掲げるとおりとする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表に任期の定めのない附属機関の委員にあつては、必要の都度、執行機関の長が委嘱し、当該附属機関の審議等が終了したときに、解職されるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、臨時委員にあつては、必要の都度、執行機関の長が委嘱し、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに、解職されるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の構成及び運営又は事務処理の要領その他附属機関に関し必要な事項は、それぞれ当該機関が属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成17年1月16日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日条例第60号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月25日条例第42号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日条例第6号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月30日条例第33号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年6月24日条例第25号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日条例第7号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月30日条例第32号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日条例第6号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日条例第53号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日条例第10号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月25日条例第28号)
(施行期日)

1 この条例は、平成29年11月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される今治市いじめ防止対策委員会の委員の任期は、改正後の今治市執行機関の附属機関設置条例の規定にかかわらず、平成32年4月30日までとする。

附 則 (平成30年6月26日条例第38号)

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

別表（第2条、第3条、第5条関係）

附属機関の 属する 執行機関	附属機関	担任する事項	構成の数の 定限	任期
市長				
	今治市自殺対策 計画審議会	自殺対策計画に関する重要事項について の調査、審議及び市長に対する意見の答申に 関する事項	10人	

3 今治市自殺対策計画審議会規則

○今治市自殺対策計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、今治市執行機関の附属機関設置条例（平成17年今治市条例第17号）第6条の規定に基づき、今治市自殺対策計画審議会（以下「審議会」という。）の構成、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 審議会の委員の定数は、10人とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療、保健及び福祉の関係者
- (3) 教育関係機関の職員
- (4) 公共的団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員

2 前項第2号から第5号までに掲げる者のうちから選任された委員が、その職を失ったときは、任期中であっても委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員が議事に関し利害関係者である場合には、その委員は当該議事に参与することができない。ただし、審議会の同意があったときは、会議に出席して発言することができる。

(関係者の出席)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、自殺対策計画担当課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

4 今治市自殺対策計画審議会委員名簿

氏名	選出区分	役職名
眞鍋誠子 会長	学識経験者	今治看護専門学校 副校長
山内美知 副会長	保健・医療・福祉 関係者	今治市医師会（正光会今治病院 精神科医師）
西本恭子		今治市民生児童委員協議会 副会長
村上伸幸		今治市社会福祉協議会 常務理事
越智祐年		
竹内雅之	教育機関の職員	今治市小中学校校長会（北郷中学校校長）
西村清子	公共的団体の代表者	今治市連合自治会 理事
矢野和義	行政機関	今治公共職業安定所長
岡田克俊		今治保健所長
中島恭庸		今治警察署長
白石勝志		今治市消防本部消防長

5 計画策定までの経緯

《今治市自殺対策計画審議会》

令和5年6月1日（第1回）	<ul style="list-style-type: none"> ・会長・副会長の選任 ・今治市における自殺の現状 ・これまでの取り組み内容と評価 ・自殺対策計画見直しスケジュールについて
令和5年10月6日（第2回）	自殺対策計画 素案について
令和5年11月20日（第3回）	自殺対策計画 案について

《今治市自殺対策庁内・地域連絡会》

令和5年7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回審議会報告 ・各課・関係機関より報告 (新たな取組案、連携強化についてなど)
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------

《今治市自殺対策計画作業部会》

令和5年4月17日	これまでの取組と評価について
令和5年6月19日	第1回審議会の結果報告・第二次計画の素案について
令和5年7月21日	第二次計画の素案の作成について
令和5年8月4日	第二次計画の素案の作成について
令和5年8月21日	第二次計画の素案の作成について
令和5年9月11日	第二次計画の素案の作成について
令和5年10月27日	第2回審議会の結果報告・計画案の作成について

6 生きる支援関連施策

(基本施策・重点施策に記載していない事業のみ記載)

【子育てや教育に関する支援】

事業名	主な実施機関	事業概要
子育て個別相談	健康推進課 各支所住民サービス課	精神科医師による子育て相談を行う。
乳幼児健康相談		乳幼児とその保護者を対象に相談を行う。
発達二次相談		精神発達・言語発達に遅れがあると思われる児を対象に、専門的な知識を有する相談員による個別相談を行う。
療育相談		子どものからだに関する悩みや発育発達に不安のある保護者を対象に、医師等による個別相談を行う。
にじいろ教室		1歳6か月児健診後の発育発達に心配があり経過観察の必要な児とその保護者を対象に、集団・親子遊びを通して情緒や社会性を促し、必要に応じて医療機関や療育機関へつなぐ。
ひまわりの会		ダウン症の子どもとその保護者を対象に、保護者同士の悩みの共有や情報交換を行う。
ふたごちゃんのつどい		多胎妊婦、多胎児とその保護者を対象に、情報提供や交流の場を設ける。
離乳食講習		乳児をもつ保護者を対象に、離乳食についての講話及び試食を行う。
乳幼児歯科相談		乳幼児とその保護者を対象に、歯科相談を行う。
子育て短期入所生活援助事業		ネウボラ政策課
家庭児童相談	子育て、発達、学校、家庭生活、家族関係等について相談支援を行う。	
母子父子相談	ひとり親家庭の親に対し生活や就業等、自立促進を図るための相談支援を行う。	
子育て応援金	育児用品や子育て関連サービスの利用に係る負担軽減のため、産婦面談実施後に応援金を給付する。	
特定不妊治療費助成事業	不妊治療(体外受精および顕微授精)費の一部を助成する。	
不育症治療費助成金交付事業	妊娠を継続できない方へ検査及び治療費の一部を助成する。	
子育て応援ヘルパー事業	妊娠中や育児を行う家庭等に対し、ヘルパーを派遣し、育児や家事援助を行う。	
ヤングケアラー支援ヘルパー派遣事業	ヤングケアラー支援の対象と認められた家庭に対し、ヘルパーを派遣し必要な支援を行う。	

事業名	主な実施機関	事業概要
こんにちは赤ちゃん事業	こども未来課	主任児童委員による戸別訪問、子育て情報の提供を行う。
利用者支援事業		子育て支援コーディネーターが実際に話を伺いながら、必要な子育てサービスの情報を提供し、適切な専門機関へとつなぐ。
いまばりファミリー・サポート・センター事業		育児の手助けをしてほしい人（依頼者）と育児のお手伝いをしたい人（提供者）が会員となり、有償で互いに助け合う。
今治市子どもが真ん中応援券		第1子（1歳未満）の乳児を養育している保護者に今治市子どもが真ん中応援券を交付する。
愛顔の子育て応援事業		安心して子どもを産み育てる環境を整備するため、愛顔っ子応援券（紙おむつ購入券）を交付する。（対象要件あり）
子育てファミリー応援ショップ事業		子育て世帯が、子育てに協賛していただいた店舗で買い物をしたとき、母子健康手帳または子育て応援カードを提示すると、応援ショップが独自に決めた割引や特典等のサービスが受けられる。
児童館事業		子育て世代が集まる場を設け子育て世代の交流の促進、育児相談の実施や、日常的に学校や地域と連携しながら、来館した児童生徒の学校や家庭等での悩み相談に応じる。
わくわく子育てサロン事業		地域の中で親子が安心して過ごせる場所、子育て親子同士で交流や情報交換ができる場所として、指定の曜日に実施する。
地域子育て支援拠点事業		市内9か所の拠点事業所で、0歳からおおむね3歳までの保護者を対象に、育児に対する不安や悩みの相談に応じ、親子のふれあいの場所を提供、お誕生日会や子育て講座などを実施する。
保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所連携	保育幼稚園課	教育、保育施設において就学前の子どもに教育、保育等を提供し、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう子ども、子育て支援を行う。
病児保育事業		保護者の勤務等の都合により入院を必要としない程度の病気の児童を家庭で保育、看護できない場合に、専門機関で保護者に代わり一時的に看護を行い、育児にかかる負担を軽減し、安心して子育てができるように支援する。
一時預かり事業		保育所等に入所していない就学前の児童を、保育所等にて一時的に児童を預かり保育することにより、育児にかかる負担を軽減し、安心して子育てができるように支援する。
保育料の徴収事務に関すること		保育所等による保育料納入呼びかけや納入しやすい環境整備、滞納整理の強化に取り組む。

事業名	主な実施機関	事業概要
今治市いじめ相談ホットライン	学校教育課	いじめ問題に悩む子どもや保護者等からの電話やメールによる相談に対応する。
ハートなんでも相談員設置事業		問題行動、不登校等の未然防止、早期の発見及び解決のために、児童生徒、保護者、教員等に対し相談活動を行う。
スクールカウンセラー活用事業		学校に配置されたカウンセラーが児童生徒へのカウンセリング、保護者や教職員への助言、指導によるこころのケアを行う。
適応指導教室		不登校またはその傾向を有している児童生徒の学習支援、居場所づくり、学校復帰を支援する。
心の健康調査	今治市養護教諭部会	生きる教育をテーマとして進め、毎月心の健康調査を実施。児童の相談に対し、相談相手を固定せず、学校全体で対応できるように取り組む。

【健康・生活環境や就労などの支援】

事業名	主な実施機関	事業概要
健康相談	健康推進課 各支所住民サービス課	心身の健康に関する相談を行う。
アルコール節酒指導		多量飲酒者や節酒に関心のある方を対象に、HAPPYプログラム（国立病院機構肥前精神医療センター開発）の手法も取り入れた個別指導を行う。
家庭訪問		住民を対象に家庭訪問を行い、家族の状況や健康状態等について情報収集及び必要な指導を行う。
小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業		小児慢性特定疾患について、日常生活用具給付の相談や申請の受付を行う。
生活習慣病改善事業		各種健康づくり教室をクアハウス今治へ委託して実施する。
精神科デイケア		精神障がいのある方同士の交流の場を提供する。
各種がん検診・特定健診		健（検）診を実施し、疾病の早期発見に努める。
健診結果説明会		健診の結果についての説明を行う。
病態別個別相談		栄養について個別に応じた継続した相談や指導を行う。
歯科歯周病検診	市民を対象に歯周病検診を行う。（対象要件あり）	

事業名	主な実施機関	事業概要
歯科歯周病相談	健康推進課 各支所住民サービス課	各支所での健診時に希望者に歯周病相談を行う。
予防接種		乳幼児、児童、高齢者等に対し、感染症予防のために行う。定期接種の助成を行い、経済的な負担の軽減を図り安心して生活ができるように支援する。
食生活改善推進協議会 (栄養学級)		食生活改善推進員を対象に健康づくりに関係する食生活についての講話及び調理を行い、地域での活動につなげる。
生活習慣病予防栄養教室		生活習慣病に关系する食生活についての講話、調理実習を行う。
障がい者相談員設置事業	障がい福祉課	障がい者の各種相談に応じ、日常生活の自立を図る。
障がい者虐待防止対策事業		緊急の保護や相談支援を行い、関係機関と連携して障がい者の虐待防止に取り組む。
障害福祉サービス		居宅介護や就労継続支援等のサービスを行うもので、サービス利用により、ヘルパーや支援員との関わりが生まれ、日中の見守りや居場所の確保となる。
地域生活支援事業		地域での生活を支援する活動として、芸術・文化講座、点字・声の広報を行うことで地域とのつながりや交流をもてるようになる。
人権対策等相談員設置事業	市民参画課	家庭及び近隣関係等における人権（LGBTQ、同和、障がい者等）問題に関する相談を実施し不安や悩みの軽減につなげる。
市民相談	市民参画課	日常生活での諸問題について相談に応じたり、適切な相談窓口を紹介したりする。
少年なやみ相談	青少年センター (生涯学習課)	青少年の相談窓口として、悩みや電話相談、メール相談を実施する。
警察安全相談	今治・伯方警察署	24時間の相談窓口として市民の様々な相談に対応する。
生活まるごと相談窓口	今治市社会福祉協議会	市民の多岐にわたる心配事の相談に対応する。
ひきこもりに関する相談支援	今治保健所 健康推進課 くらしの相談支援室（今治市生活自立相談支援センター）	関係機関と連携して、ひきこもりの方やその家族への相談支援を行う。
更生保護事業	保護司会 福祉政策課	仮出所者に対して、円滑な社会復帰に向けた支援を行い、更生を手助けする。

事業名	主な実施機関	事業概要
若年層対策事業	今治保健所	若者のコミュニケーション能力の向上や感情のセルフコントロール力を高め、生涯を通じたこころの健康づくりを支援するための講座を実施する。
民生委員の活動に関する業務	福祉政策課	地域住民に最も近い立場で見守り、相談を受け、様々な生活課題に関する助言、指導を行うとともに、行政と地域住民とのつなぎ役でもある民生委員、児童委員の活動に要する経費を支援する。
社会福祉協議会助成		学校での福祉、ボランティア講習やボランティア養成及び各種相談事業等を行うことにより、高齢者や障がい者を地域で支える助け合い活動の推進と、支援体制の強化を図る。
保護補導事業		仮出所者等の在宅での保護観察機能の充実及びそれを行う保護司会等の実務能力を高め、更生を手助けする。(今治地区保護司会への補助事業)
避難行動要支援者避難支援対策事業		地域における共助による支援体制づくりを進め、地域住民の不安を軽減するとともに、災害時のスムーズな避難支援を図る。
福祉センター管理業務		市内の2箇所の福祉センターを管理し、地域福祉事業の拠点として通所介護、障がい者支援及び子育て支援等の事業の他、高齢者等の外出のきっかけとなる事業等に提供している。
一般介護予防事業	介護保険課	各種介護予防教室や自主的な活動をすすめることで閉じこもりやフレイルの予防を図り、社会交流や生きがいがづくりへと発展させる。
介護予防・生活支援サービス事業		要支援者等に対して、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する。
生活支援体制整備事業		生活支援コーディネーター配置、協議体の設置及び運営を行い、住民、民間企業、NPOやボランティア団体等も含めた幅広い高齢者の生活支援に資する取組を把握開発し、地域の支え合い体制づくりを推進する。
認知症地域支援・ケア向上事業		人材育成及び認知症ケア向上のための研修等を行う。(認知症地域支援推進員、認知症あんしんガイドブック作成、研修会等)
認知症初期集中支援チーム		40歳以上の認知症の方や認知症が疑われる方とその家族の不安や困りごとを解決、軽減できるよう適切なサービスにつながるよう支援する。
在宅医療介護連携事業		在宅で療養している方と介護者が、切れ目のない医療や介護を受け安心して在宅生活できるように、専門職間の連携体制を整備し、医療介護サービスの連携を支援することで、支援の空白期間を減らす。

事業名	主な実施機関	事業概要
権利擁護事業	介護保険課	成年後見制度の利用支援や高齢者虐待防止に関する啓発を行い、本人や虐待者への個別的な対応を行う。
認知症高齢者等見守りネットワーク事業		協力機関、地域の方などによる日々の緩やかな見守りと、行方不明高齢者等の早期発見、早期対応のための連携を図るとともに、認知症になっても安心して暮らせる地域ネットワークづくりに取り組む。
介護支援ボランティア事業		高齢者が介護保険施設などで取り組むボランティア活動に対して「ポイント」を付与し、ポイントに応じた交付金を付与する。
高齢者の見守り事業	福祉政策課	福祉電話や緊急通報装置の無償貸与、見守り推進員による定期的な安否確認を行い、見守りの必要な独居高齢者等の生活を支援する。
養護老人ホーム措置入所		環境、経済上の理由により居宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホームへ入所措置を行う。
高齢者福祉事業 あんしんお泊りサービス		家族が冠婚葬祭などの理由で一時的に介護が出来ない場合に、老人ホーム等に短期入所する。
高齢者福祉事業 入院ヘルプサービス		身寄りのない高齢者が病院に入院した場合に、ヘルパーが入院生活の支援を行う。
高齢者福祉事業 関前高齢者生活福祉センター 菊間グループリビング		介護支援、居住及び交流の各機能を総合的に提供し、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援する。
ことぶき大学		外部専門講師を招くなど年8～9回程度講義を開催し生涯学習を支援し、受講者同士の交流を深める。
年金相談	保険年金課	新規取得、再取得者への納付勧奨や免除制度の説明、年金受給権確保、老齢年金、障害基礎年金等の給付相談を行うとともに、納付要件等で支給ができない方に対して、生活の糧を確保するため、くらしの相談支援室へ案内する。
医療費に関する相談		病院代の支払が困難である等の相談に対して限度額適用・標準負担額減額認定証や済生会病院の実施する無料低額診療事業を案内する等、病院代の支払についての負担軽減方法の案内により、不安や悩みの軽減につなげる。
後期高齢者医療保険料の納付相談		保険料の支払が困難な場合においても、事情を聞いたうえで、保険証は更新して医療を受ける機会を確保する。
納税相談	納税課	生活実態に即した分納相談や納税相談による金銭的不安の解消を図る。
水道事業	水道総務課	安全安心な水を安定的に供給し、市民生活に貢献するとともに、滞納者に対して個別訪問、分納相談を実施し、生活実態に合った返済方法を提案する。

事業名	主な実施機関	事業概要
広報事務	秘書広報課	市内のイベント情報、健康情報等、市民の活動状況を発信し、市民の意欲醸成につなげる。（市広報、市ホームページ、FMラジオバリバリ、市SNS等）
自主防災組織の育成 （自主的な防災組織の結成、防災力の向上のために交付金や資機材の交付）	防災危機管理課	地域防災力向上のために活動する団体を支援し、防災訓練や研修会を通じて顔の見える関係を構築するとともに、自主防災組織活動をきっかけに地域のつながりを強化することで、孤立感や精神的ストレスを軽減し、共助の社会をつくる。
出前講座		出前講座にて防災への備えの大切さや防災意識の向上を図るとともに参加者同士の交流の場を設けることで、助け合いの心を育む。
自然公園・都市公園等の整備及び維持管理事業	公園緑地課	自然公園、都市公園などの整備や維持管理を実施し、人が集える場所や利用者が気持ちよく利用できる公園環境をつくることで、コミュニティの形成や生活への安らぎを提供する。
今治自然塾の実施		しまなみアースランド内で、体験を通じて自然との共生を学び、環境問題に理解を深める環境教育プログラム等を実施し、自然と共生し体験を通じて環境問題への理解を深めることで気付きを促し、自分の暮らしを見つめ直し、どんな未来を創りたいか考えることで人間形成を図る。
職員メンタルヘルス相談事業	人事課	精神科医が職員自身だけでなく、家族に関する事、所属職員に関する事等のメンタル相談に応じる。
メンタルヘルス研修会		セルフケア、ラインケアの研修会を開催する。
保健師による随時相談		人事課所属保健師による相談事業を通して、職員を体とこころの面から支援する。
長期休暇者の復帰支援のための面談等の実施		こころの健康問題により長期休暇中の職員に面談等を実施し、復職への支援、復職後の支援を行い、安定した職務につなげる。
長時間勤務者面接		面接を行い、職場や職務の状況、健康状況、長時間労働が及ぼす心身への影響を確認し、安定した職務につなげる。
労働安全衛生法に基づくストレスチェック		労働安全衛生法に基づくストレスチェックにより、職員自身のストレス状況に気づき、「うつ」などのメンタル不調を未然に防止する。
労働安全衛生委員会		安全、快適な職場環境の整備を行う。会議を開催し、職員がそれぞれの能力を発揮し、仕事に生きがい等を感じることができるようにする。
内職紹介事業		産業振興課
新規漁業就業者育成強化事業 （新規漁業就業者定着促進事業）	農林水産課	新規漁業就業者の定住定着を図るため、就業準備に必要な資格の取得や着業時の漁業経費に対して支援を行う。

7 今治市こころの健康等相談機関一覧表

健康推進課発行：R5.7月現在

【暮らし・生活】

相談窓口	連絡先	相談方法	相談内容
市民が真ん中相談センター (今治市役所市民参画課)	☎0898-36-1531	月～金/8:30～17:15 休日/9:00～15:00	日常生活での諸問題についての相談、 相談窓口の紹介
消費生活センター (今治市役所市民参画課)	☎0898-36-1655	月～金/9:00～12:00 13:00～16:00 (土日祝日・年末年始を除く)	消費者金融、多重債務、商品詐欺、イン ターネット詐欺、クーリングオフな ど消費生活に関する様々な相談
こども家庭支援室 (今治市役所ネウボラ政策課)	☎0898-36-1553	月～金/8:30～17:15 (土日祝日・年末年始を除く)	家庭児童相談、婦人相談、母子父子自 立支援に関する相談、DV相談
今治市生活自立相談支援 センター (くらしの相談支援室)	☎0898-36-1513	月～金/8:30～17:15 (土日祝日・年末年始を除く)	家計の悩みや就職の不安など、生活の お困りに応じた相談
今治市社会福祉協議会 生活まるごと相談窓口	☎0898-22-6621	愛らんど今治及び各支部 月～金/8:30～17:30 (土日祝日・年末年始を除く)	地域での心配事について、成年後見制 度をはじめとする権利擁護について
今治警察署	☎0898-34-0110	24時間対応	非行問題、友達関係、親子関係、いじ め、DV、ストーカーなど生活の安全に 関する不安や悩みにかかる相談全般
伯方警察署	☎0897-72-0110	24時間対応	
愛媛県司法書士総合相談 センター	☎089-941-1263	9:00～17:00 (土日祝日・年末年始を除く)	法律に関する様々なトラブルについて
法テラス	☎0570-078374 ☎03-6745-5600 (IP電話)	月～金/9:00～21:00 土/9:00～17:00 (土日祝日・年末年始を除く)	法的トラブルでお困りの方に対し、法 制度や相談窓口に関する情報提供

【子ども】

相談窓口	連絡先	相談方法	相談内容
今治市いじめ相談 ホットライン (今治市教育委員会)	☎080-6399-3748	8:30～22:00	いじめ問題に関する相談
今治市青少年センター 青少年悩み相談室	【電話・来所相談】☎0898-22-7830 月～金/8:30～17:00(土日祝日・年末年始を除く) 【メール相談】Mail:nayami-s@imabari-city.jp 24時間受付 返信は平日の8:30～17:00		学校のこと・家庭のこと・友達のこと・ 不登校・いじめなど青少年に関する悩 み相談
正光会今治病院 「児童思春期外来」	☎090-4335-2561 ☎0898-48-2560	月～金/8:30～17:00 (土日祝日・年末年始を除く)	6～18歳/小・中・高不登校、行き渋り のある子どもさんを対象に、本人やご 家族(又はご家族のみ)の相談
チャイルドライン	☎0120-99-7777 (フリーダイヤル)	毎日/16:00～21:00	18歳までの子どもが誰かに話をきい てもらいたいときにかける電話
ひよこ園 乳幼児発達相談	☎0898-32-9692 電話・来所相談	来所相談は要予約 月～金/15:30～17:00	運動発達や知的発達、ことばの問題に ついて、発達障がいについて
今治市子育て応援 ステーション ばんび	☎0898-52-7455	電話・来所相談	発達障がい・知的障がい・ことばにつ いての不安、保育所・幼稚園・子ども 園等集団生活における不安ごと

【依存症・ギャンブル】

相談窓口	連絡先	相談方法	相談内容
NPO 法人 愛媛県断酒会 今治断酒会	☎0897-73-0150 ☎090-1000-6582(赤瀬 氏) 8:00～21:00(個人宅のため不在あり)		アルコールに関連した問題
正光会今治病院	☎0898-48-2560	月～金/8:30～17:00 (土日祝日・年末年始を除く)	依存症に関する相談

【就労・経済】

相談窓口	連絡先	相談方法	相談内容
今治総合労働相談コーナー (今治労働基準監督署内)	☎0898-32-4560	月～金/9:30～12:00 13:00～17:00 (シフトにより不在の日あり)	労働条件・労働問題に関する相談
愛媛産業保健総合支援 センター	☎089-915-1911	月～金/8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	事業場からのメンタルヘルスに関する相談やメンタルヘルス対策の訪問支援
東予若者サポート ステーション (新居浜市市民文化センター内)	☎0897-32-2181	10:00～18:00 (土日祝日・年末年始を除く) 【今治出張相談会】 13:00～17:00(月2回)	15～49歳で仕事に就いておらず家事も通学もしていない方(ひきこもりを含む)のうち、就労に不安や悩みを抱えている方とその保護者を対象とした若者の職業的自立に関する総合支援
障害者就業・生活支援 センター あみ	☎0898-34-8811 Fax0898-34-8833	月～金/9:00～12:00 13:00～17:00 (土日祝日・年末年始を除く)	障がいのある方の就業相談と、就業を中心とした日常生活上の相談
多機能型事業所パドル	☎0898-48-5200	月～金/8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)	障がいがある方の就業相談

【ひきこもり】

相談窓口	連絡先	相談方法	相談内容
ひきこもり相談室 (愛媛県心と体の健康 センター内)	☎089-911-3883	月～金/9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	ひきこもり本人が原則18歳以上の本人及び家族からの相談
多機能型事業所プリズム	☎0898-35-2670 Fax0898-35-2674	月～金/8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)	大人のひきこもりに関する事
自立訓練(生活訓練)事業所 とと山路	☎0898-35-2387	月～金/8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)	障がい者のひきこもりに関する事
KHJ こまどりの会 (ひきこもり家族会)	☎080-3167-2063	電話相談	ひきこもり当事者家族の話が聞きたい等

【摂食障害】

相談窓口	連絡先	相談方法	相談内容
一般社団法人 愛媛県摂食障害支援機構	☎089-909-5830	(オフィスパートナー湊 町ランチ内) 月～金/9:00～18:00	摂食障害についての相談 Mail:info@ehime-sessyoku.org

【がん】

相談窓口	連絡先	相談方法	相談内容
済生会今治病院 がん相談支援センター	☎0898-47-6048	月～金/8:30～17:00 土/8:30～12:30 ※第2、第4土曜日は休み	がんに関する悩み

【認知症・高齢者】

相談窓口	連絡先	相談方法	相談内容	
認知症疾患医療センター 正光会今治病院	☎080-8633-2000	月～金/8:30～17:00 (土日祝日・年末年始を除く)	認知症に関する相談	
介護保険課 地域支援担当	☎0898-36-1528	月～金/8:30～17:15(土日祝日・年末年始を除く) 高齢者やそのご家族に関わる、日常生活の困りごとや悩み・介護・医療・保健及び福祉サービスの利用等の相談、支援	高年齢者やそのご家族に関わる、日常生活の困りごとや悩み・介護・医療・保健及び福祉サービスの利用等の相談、支援	
今治市地域 包括支援 センター	美須賀・立花			☎0898-55-8872
	日吉・近見			☎0898-22-7960
	西・南			☎0898-33-7861
	桜井・朝倉・玉川			☎0898-36-8330
	北郷・大西・菊間			☎0898-53-5540
伯方	☎0897-72-1065	サブセンター大島 ☎0897-84-4110 サブセンター大三島 ☎0897-83-1110		

【いのち・こころ・からだ】

相談窓口	連絡先	相談方法	相談内容
今治市中央保健センター (健康推進課) 各支所住民サービス課	☎0898-36-1533	月～金/8:30～17:15 (土日祝日・年末年始を除く)	健康に関する相談全般 ひきこもりに関する相談
今治市子育て世代包括 支援センター (ネウボラ政策課)	☎0898-36-1553	月～金/8:30～17:15 (土日祝日・年末年始を除く)	妊娠、出産、子育てに関する相談全般
今治市発達支援センター (旧今治コンピュータ カレッジ内)	☎0898-22-2752	月～金/8:30～17:15 (土日祝日・年末年始を除く)	今治市内にお住まいの心身の発達に不安のある方とご家族
愛媛県心と体の健康 センター	☎089-911-3880	月～金/8:30～17:15 (土日祝日・年末年始を除く)	心の問題や精神的な悩み・アルコール・薬物・ギャンブルなど依存症に関する相談
こころのダイヤル	☎089-917-5012	月・水・金/9:00～12:00 13:00～15:00 (祝日・年末年始を除く)	こころの悩みに関する相談
今治保健所(東予地方局今 治支局内)	☎0898-23-2500 (内線 232・239)	月～金/8:30～17:15 (土日祝日・年末年始を除く)	こころの病気、精神保健福祉に関する相談

愛媛県男女共同参画センター	☎089-926-1644	火～金/8:30～17:30 土・日/8:30～16:30 (来所は要予約)	女性に関する相談全般
	☎089-926-1633	原則として、第1水曜日・ 第3土曜日 9:00～12:00、 13:00～15:00 来所または電話 (いずれも要予約)	男性相談員による相談(男性相談)
ひめここ (えひめ性暴力被害者 支援センター)	#8891	24時間 365日	性暴力被害に関する相談
	☎089-909-8852	男性相談員による対応 13:00～17:00 事前予約必要 (原則毎月第2・4土曜日)	
今治市基幹相談支援センター	☎0898-22-6017	月～金/8:30～17:30	障がい者(児)、そのご家族に対し、日常生活での困りごとや悩み、福祉サービスの利用等への相談、支援
今治市障がい者生活支援センター	☎0898-23-1747	月～金/8:30～17:30	障がい者(児)、そのご家族に対して福祉サービス利用等に関することへの相談(主に身体障がい者が対象)
今治市障がい者地域活動支援センター ときめき	☎0898-34-3081	水～月/9:00～18:00 (祝日・年末年始を除く)	障がい者に対して日常相生活での困りごとや悩み、また福祉サービスの利用等の相談や支援(主に精神障がい者が対象)
指定相談支援事業所 今ねっと	☎0898-23-4080	月～金/8:30～17:15	障がい者(児)、及びそのご家族に対して福祉サービス利用等に関すること等への相談(主に知的障がい者が対象)
相談支援事業所 Any	☎0898-35-2688	月～金/8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)	障がい者(児)そのご家族に対し、福祉サービス利用等に関する相談
社会福祉法人 愛媛いのちの電話	☎089-958-1111	毎日/12:00～24:00	心の悩み相談 (ホームページにインターネット相談の窓口あり)
	☎0120-783-556	毎月10日は 24時間フリーダイヤル	
NPO 法人 松山自殺防止センター	☎089-913-9090	月・水・金/20:00～23:00	生きづらさや自殺について悩んでいる方の相談 (自死遺族のつどい 毎月第1土曜日/13:30～16:00)
NPO 法人 ころ塾	☎089-931-0702	月～金/10:00～15:00	うつ病、その他こころの健康に関すること
レインボープライド愛媛	Mail: rainbowpride777@gmail.com (メール相談のみ)		性的マイノリティ(同性愛や性別違和)についての相談 http://rainbowpride-ehime.org/
愛媛県 LGBTQ 電話相談	☎070-4286-0409	毎月第2月曜日・第4日曜日 18:00～21:30 ※最終受付:終了10分前まで	同性愛や性的違和など性的指向・性自認に関すること

用語集

あ行

悪徳商法

悪質な者が不当な利益を得るような、社会通念上問題のある商売方法。

アルコール依存症

薬物依存症の一種で、常習飲酒の結果、飲酒によって得られる精神的・肉体的な薬理作用にとられてしまい、自らの飲酒行動を制御不能になった状態。身体的飲酒欲求（渴望）が強く、意志の力では飲酒をやめられず、病的な飲酒パターン、社会的・職業的機能障害、身体的依存などが生じる。

いのち支える自殺対策推進センター

令和2年4月1日に、「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づき発足した厚生労働大臣指定法人。

今治市健康づくり計画

健康寿命の延伸を目標に掲げ、特に乳幼児期からの健康的な生活習慣の重要性を踏まえ、新たにライフステージに配慮した取組みを行い、生活習慣病の発症や重症化を予防することを主眼とした計画。

今治市地域福祉計画

「今治市総合計画」を上位計画とし、個別分野計画や社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との整合性を計りながら、地域や生活の視点から誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域福祉を推進する理念や方向性を示した計画。

LGBT

LGBTは性的マイノリティの一部の人の自称する言葉を並べたもの。Lesbian（女性同性愛者）Gay（男性同性愛者） Bisexual（両性愛者） Transgender（出生時に診断された自認する性の不一致）の頭文字をとったもの。（性的マイノリティとは、性的指向、性自認に関するマイノリティのことを指す）。

か行

ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

「おもしろい心で支え合い、安心して健康に暮らせるまち」を基本理念に、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指し、具体的に取り組む施策を盛り込んだ計画。

子育て支援コーディネーター

日々の生活や子育てで困っていることなどの話を伺い、子育て支援サービスの提案や、必要に応じて専門的な相談窓口の案内を行う。

子ども子育て支援事業計画

「みんなで育つ・育てるあした（次世代）のいまばりへ」を基本理念に、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目指し、具体的に取り組む施策を盛り込んだ計画。

さ行

産後うつ

出産後に起きる代表的なこころの病気で、出産後数週間から起こりやすくなり、多くは産後3～6か月以内に発症する。「気分が落ち込む」「イライラする」「食欲がなくなる」「眠れなくなる」など一般的なうつ病の症状と共通している。

CATV

サービスを提供する地域に、光ファイバーケーブルや同軸ケーブルを敷設して、ケーブルテレビ局のセンターと地域内の一軒一軒の家庭を1本のケーブルで結び、多様なサービスを提供する。

シルバー人材センター

高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織。原則として市（区）町村単位に置かれており、基本的に都道府県知事の指定を受けた社団法人で、それぞれが独立した運営を実施。

自殺関連行動連絡票

今治保健所が主催の自殺未遂者支援連絡会議にて検討している地域医療連携に関わる情報提供様式。

自殺企図

首つり、リストカット、大量服薬など様々な手段により、実際に自殺を企てること。

自殺死亡率

自殺死亡率 = (年間の自殺者数) ÷ (当該年の人口) × 100,000
(人口10万人あたりの年間自殺死亡者数)

自殺対策基本法

年間の自殺者数が3万人を超える日本の状況に対処するために平成18年に制定された法律。自殺対策に関する基本的な理念、国や地方公共団体などの責務を明確にするとともに、自殺対策の基本的な事項を定めた法律。

自殺対策強化月間

自殺をめぐる厳しい情勢を踏まえ、様々な悩みや問題を抱えた人々に届く「当事者本位」の施策の展開ができるよう、政府全体の意識を改革し、一丸となって自殺対策の緊急的な強化を図るため、自殺総合対策会議において、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」を決定し、例年、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定めたもの。

自殺未遂者

自ら自分の生命を絶つ行為を行ったが、結果的に死に至らず生存した者を、自殺未遂者という。自殺未遂者は自殺者の10倍以上存在すると考えられている。

自殺予防週間

自殺対策基本法において9月10日から9月16日までを「自殺予防週間」と位置付け、国及び地方公共団体は、啓発活動を広く展開し、自殺について、誤解や偏見をなくし、正しい知識を普及啓発するよう努めるものとする事とされている。

自損行為

自殺の目的による行為、故意に自分自身に傷害を加えた事故をいう。

児童扶養手当

父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない18歳到達後最初の年度末までの児童を監護する母、監護しかつ生計を同じくする父、または父母以外で児童を養育する方に支給される手当。

社会的ひきこもり

社会的ひきこもりとは、特定の病気や障害ではなく、ひきこもっている状態を指す言葉。

主任児童委員

主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員のこと。平成6年1月に制度化。

障がい者計画

障がい者施策の基本計画として、施策全般にわたる推進の方向性と具体的な方策を示す中長期的な計画。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がいの有無に関わらず、市民の誰もが人格と個性を尊重し、支えあう「共生社会」を推進していくことを基本目標とし、また児童福祉法の一部改正もふまえ、障害福祉サービスの見込み量や提供体制の確保について定めた障がい者施策の実施計画。

小児慢性特定疾病

18歳未満の子どもの病気のうち、厚生労働大臣が認定した子どもの病気のこと。

生活困窮者自立支援制度

生活全般にわたる困りごとの相談窓口を地域に設置し、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成、専門の支援員他の専門機関と連携して、解決に向けた支援（自立相談支援事業、住居確保給付金の支給等）を行う制度。

ソーシャルワーカー

社会福祉事業に従事する専門家。老人や障がい者に対する各種援助の必要性を調査すると同時に、それぞれの問題を解決する方法を見出すための援助や指導、教育を行う。

た行

多重債務者

消費者金融やクレジット会社など、複数の貸金業者から借金をしていることをいい、その借金の返済が困難になっている人。

断酒会

お酒に悩む人達による、酒害者のための自助組織。

地域活動支援センター

障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者自立支援法上の施設。

地域自殺実態プロフィール

いのち支える自殺対策推進センターにおいて全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を科学的に分析した自殺実態プロフィールを作成し、各自治体に提供されたもの。

地域自殺対策政策パッケージ

都道府県および市町村における地域自殺対策計画を策定する際に、盛り込むことが推奨される施策群について、その具体的な取組事例と合わせて掲示することにより、地域自殺対策計画の円滑な策定を支援するもの。

地域における自殺の基礎資料

地域における自殺の実態に基づいた対策が講じられるよう、警察庁から提供を受けた自殺データに基づいて、全国・都道府県別・市区町村別自殺者数について再集計したもの。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるように、高齢者やその家族を医療や保健、介護、福祉など様々な面で必要な支援が提供されるように調整する機関。

DV

同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力（身体的暴力だけでなく、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力も含む）のこと。

は行

ひきこもり

「ひきこもり」は、様々な要因の結果として、就学や就労、交遊などの社会的参加を避けて、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のこと。（他者と交わらない形での外出をしている場合も含む）

フレイル

年齢とともに、筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態のこと。

PDCA

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

プレママ

もうすぐ母親になる人。妊娠中の女性のこと。

ホットライン

緊急用の直通電話線。また、身の上相談などのために設けられた電話線。

ら行

ラジオバリバリ

広域放送では取り上げない、きめ細やかな地域情報を提供することによって、今治市民の方々が豊かに安全に暮らせることを目的にしたコミュニティ放送（超短波FM）。

第二次今治市自殺対策計画

令和6年（2024年）3月

編集発行 今治市健康福祉部 健康推進課(今治市中央保健センター)

〒794-0043 愛媛県今治市南宝来町1丁目6-1

TEL 0898-36-1533（直通） FAX 0898-32-5511

Mail kenkou@imabari-city.jp
